



平成21年 第7回定例会

会 議 録

(平成21年11月27日～12月11日)

枕 崎 市 議 会

平成 21 年
枕崎市議会第 7 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間 (11 月 27 日 ~ 12 月 11 日)

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
11 月 27 日 (金)	本会議		前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程 (日程第 4 号 - 第 20 号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程 (日程第 21 号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会
		委員会	前 10 : 46 後 1 : 10 後 2 : 28	1 総務委員会 1 予算特別委員会 1 議会運営委員会
11 月 28 日 (土)	休 会			
11 月 29 日 (日)	休 会			
11 月 30 日 (月)	本会議		前 9 : 30	1 再 開 2 一般質問 (4 名) 3 議案上程 4 委員長報告 5 質疑、討論、表決 6 散 会
12 月 1 日 (火)	休 会	委員会	前 9 : 28 後 1 : 07	1 文教厚生委員会 1 産業建設委員会
12 月 2 日 (水)	休 会	委員会	前 9 : 30	1 予算特別委員会
12 月 3 日 (木)	休 会			

12月 4日(金)	休 会			
12月 5日(土)	休 会			
12月 6日(日)	休 会			
12月 7日(月)	休 会			
12月 8日(火)	休 会			
12月 9日(水)	休 会	委員会	前 9:26	1 議会運営委員会
12月10日(木)	休 会			
12月11日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 諸般の報告 3 議案上程(日程第2号 - 第12号) 4 委員長報告 5 質疑、討論、表決 6 議案上程(日程第13号 - 第14号) 7 継続審査申し出について 8 議員派遣について 9 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成21年11月27日)

平成21年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第1号）

平成21年11月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	66	平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予 特
5	67	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
6	68	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
7	69	平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
8	70	平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	〃
9	71	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
10	72	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
11	73	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）	〃
12	74	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務
13	75	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	76	枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	文 厚
15	77	枕崎市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について	産 建
16	78	公の施設の指定管理者の指定について	〃

17	79	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更について	総務
18	80	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	文厚
19	81	南薩地区衛生管理組合同約の変更について	〃
20	陳4	塩屋集落内市道拡幅整備に関する陳情	産建
21	82	人権擁護委員候補者の推薦について	

本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	畠野宏之	議員	2番	牧信利	議員
3番	板敷作廣	議員	4番	茅野勲	議員
5番	村上ミ工	議員	6番	今門求	議員
7番	原村且元	議員	8番	板敷重信	議員
9番	上釜いほ	議員	10番	米倉輝子	議員
11番	沖園強	議員	12番	豊留榮子	議員
13番	中原重信	議員	14番	佐藤公建	議員
15番	園田武夫	議員	16番	新屋敷幸隆	議員
17番	立石幸徳	議員	18番	依積田義信	議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均	事務局長	依積田光昭	書記
橋之口寛	書記	平田寿一	書記
田代勝義	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭	市長	中村秀雄	副市長
久木田敏	総務課長	山口英雄	企画調整課長
南田敏朗	水産商工課長	西之原修	市民生活課長
今給黎力	財政課長	白澤芳輝	福祉事務所長
松野下祥一	建設課長	真茅学	農政課長
今給黎和男	健康課長	永留秀一	税務課長
迫野豪	水道課長	茶屋盛忠	下水道課長
中村責郎	農委事務局長兼農振係長	園田勝美	市立病院事務長
依積田清文	財政課参事兼財産管理係長	依積田寿博	市民生活課参事兼環境整備係長
揚村芳江	健康課参事	山口英夫	教育長
畠中道夫	教育委員会総務課長	外俊則	学校教育課長
三島洋台	生涯学習課長	天達章吾	文化課長
春田浩志	保健体育課長	今給黎龍浪	給食センター所長
田野尻武志	監査委員	佐藤祐司	監査委員事務局長
四元幸一	選管事務局長	園田敏雄	会計管理者兼会計課長
東中川徹	行政係長	橋口和洋	行政係主査
中山俊吾	行政係主事		

午前 9 時 30 分 開議

畠野宏之議長 平成21年第 7 回定例会が本日招集されましたが、出席議員18人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第 1 号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、9 番上釜いほ議員、10 番米倉輝子議員を指名いたします。

次に、日程第 2 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第 3 号諸般の報告をいたします。

平成21年第 5 回定例会以降の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

次に、日程第 4 号から第20号までの17件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算 8 件、条例 4 件、公の施設の指定管理者の指定について 1 件、市町村の廃置分合等に伴う一部事務組合等の規約の変更等について 3 件、人事案件 1 件の計17件であります。このうち人事案件を除く16件について、説明を申し上げます。

まず、給与改定等人件費に係る議案から説明いたします。議案第74号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の改定を行うとともに、本年12月に支給する期末手当に関する特例措置を設けるものです。

次の議案第75号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

なお、給与改定等に伴う補正予算として、議案第66号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第 5 号）、議案第67号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第68号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 3 号）、議案第69号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）の 4 件をあわせてお願いしてあります。

議会の議員及び特別職を除く実質的な給与改定費は 4 会計の合計で5,709万4,000円の減額となり、人事異動等に伴う増減分及びその他の増減分を含めると2,081万4,000円の減額となり

ます。詳細につきましては、給与費明細書に記載してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第70号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を減額し、予算総額を102億3,890万円にしようとするものです。

補正予算の主なものとしましては、住宅手当緊急特別措置事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業、県単産地づくり対策事業、枕崎駅前観光案内所管理費、全国瞬時警報システム整備事業、それに地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として低公害車購入事業、市道整備事業、公園施設安全対策事業、小学校遊具施設整備事業をお願いしてあります。その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第71号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ197万3,000円を追加し、予算総額を36億3,749万2,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、賦課徴収費69万円、医療費適正化特別対策事業及び保健事業費128万3,000円の増額であります。

以上の財源として、県支出金569万3,000円の増と国庫支出金120万9,000円、繰入金251万1,000円の減で措置いたしました。

次に、議案第72号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ303万円を減額し、予算総額を10億1,759万7,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、消費税確定申告に伴う公課費及び汚泥処理業務委託料の増、改築更新事業の効果による需用費及び繰上償還分の確定等に伴う公債費の減額などであります。

以上の財源として、分担金及び負担金850万円、繰越金632万2,000円及び諸収入142万6,000円の増、繰入金1,927万8,000円の減で措置いたしました。

次に、議案第73号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において入院及び外来の収益の増に伴い医業収益を1,500万円、新型インフルエンザ防護具購入に対して県補助金の内示を受けたことに伴い医業外収益を69万3,000円追加し、収益的支出において、事業管理者ほか退職給与引当金、新型インフルエンザワクチン等材料費及び常勤医師委託料等経費の増額に伴い、医業費用を906万9,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、新型インフルエンザ対策の人工呼吸器購入に対して県補助金の内示を受けたことに伴い、収入を210万円追加するとともに内視鏡一式を購入するため支出を831万6,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する2,463万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第76号枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、医療費助成の対象となる乳幼児の範囲を小学校就学前まで拡大しようとするものです。

次の議案第77号枕崎市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、観光客や市民へ観光情報の提供を行うこと等により、その利便性の向上を図り、本市観光産業の振興に寄与するための施設として枕崎市観光案内所を設置し、本市の公の施設として管理運営するた

めの条例を制定しようとするものです。

次の議案第78号公の施設の指定管理者の指定につきましては、議案第77号で設置いたします枕崎駅前観光案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第79号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更について並びに議案第80号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について申し上げます。

この2件は、始良市にかかる市町村の廃置分合等に伴い、それぞれの組合及び広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、鹿児島県市町村総合事務組合同約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条及び第291条の11の規定により議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第81号南薩地区衛生管理組合同約の変更につきましては、平成22年1月20日から南さつま市副市長の定数を2人から1人とする南さつま市副市長定数条例が施行されることに伴い、当該組合同約を改正することについて関係市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

島野宏之議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

17番立石幸徳議員 ただいま提案をされました議案の中で、私は議案第74号並びに議案第78号につきまして、質疑をいたしたいと思います。

まず、議案第74号の枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これについて国家公務員の人事院勧告に基づきという提案理由になっておりますが、まずこの人事院勧告、どのようなものが勧告されたのか、最初に説明をしていただきたいと思います。

それから、議案第78号の公の施設の指定管理者の指定について、この件については枕崎市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例というのが本市に条例制定をされているわけですが、この条例の中の第2条の規定に基づく公募による候補者の選定であったのか、あるいは第5条の規定に基づく公募によらない候補者の選定だったのか、どちらを適用されたのかを説明していただきたいと思います。さらに、そのどちらの条項を適用したのかという理由についても説明をいただきたいと思います。

さらに、この条例の第3条に基づく指定手続等に関する条例の第3条に基づく管理の業務に関する事業計画書あるいはその管理の業務にかかわる収支計画書というのはどういったことになっているのか。つまり、具体的に答弁いただきたいんですが、本市観光協会は今回の指定を受けるに当たって、その駅前観光案内所の管理に関する経費を幾ら見積もっているのか。できれば項目ごとに説明いただきたいと思います。

それから、一番気にかかるこの管理する際の収入源は何を持って収入とされようとしているのか。今回の場合、いわゆる一般的な施設と違って、利用者から利用料を取ることにはならないと思うんですが、当然、その管理運営上の収入源というのが市民には関心を持たれるんですが、そういった面についてはどのようなことが確認されているのか。そして、本市がその管理運営上、支払うべき費用、経費は幾ら払うような契約といいましょうか、打ち合わせになっているのか、これも説明いただきたいと思います。

この点について最後に運営をしていく中で、どうしてもその収支が思わしくないというときに、運営が困難になっていくときにどういったことを対策として考えているのか。以上、この議案78号については、お尋ねをいたします。

久木田敏総務課長 今回の人事院勧告について、どのような内容になっているのかということ

でございますが、今回の人事院勧告はポイントとしまして月例給、ボーナスともに引き下げということで全体的になっております。本市でいいますと、全会計で年間の影響額としましては5,727万2,000円、全会計で共済費を除いた平均年間給与1人当たりが17万5,144円の引き下げということになっております。

その主な内容としましては、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差を解消するため、12月から平均0.2%の月例給の引き下げ改定それから期末手当・勤勉手当の0.35カ月分の引き下げということで、その影響額は全会計で5,349万2,000円ということになります。

そのほか、もう一つ超過勤務手当の改定というのがありますが、これにつきましては本市としましては、来年4月からの改定を予定しているところでございます。

南田敏朗水産商工課長 議案78号に関する御質問でございます。まず、公の施設に関する指定管理者の候補者の選定につきましては、第5条を適用しているところでございます。選定理由につきましては、観光協会が市内の観光施設や旅館業、料飲業等幅広い業種の民間企業103団体で組織する任意団体であって、非常に観光関係に関する実績があるということ。それから観光関係に関する実績がありまして、近隣市町との連携もできるということ。今後の観光振興上最も重要な団体であるということ。それから駅前観光案内所の管理運営の設置目的からしても以上のようなことを考えて観光協会の協力が必要だということで、観光協会を候補者として選定したところでございます。

それから、事業計画でございます。事業計画については、予算書にもお願いしているところでございますが、事業計画書の中で委託料として今回、12月から3月31日までの間を委託料として収入が98万7,000円を見込んでございます。それから雑収入として、その他の収入でございますが、到着証明証とかその他販売事業で若干見込んでございまして、103万円を見込んでいるところでございます。

支出も同額でございまして103万をしております。そのうち、人件費関係が約半分でございます。あと消耗品、光熱水費、特に光熱水費につきましては、電気、水道料につきましては算定いたしまして、とりあえず計画としては26万2,000円を計上しているところでございます。

17番立石幸徳議員 かなり答弁漏れもあるんですけども、まず人事院勧告の件で、総務課長の方から本年度の人事院勧告でなされた明細を言われましたが、この住居手当については、みずからの所有に係る住居に居住する職員に対する住居手当は廃止することという勧告が出されているんですが、この点についてはどういった対応がなされたんですか。つまり、これは私もここ最近の議会でもいろいろと論議もいたしました。さきの9月議会でも一般質問でも取り上げたんですけどもね。政権がかわりまして、新しい政権のもとでもこの人事院勧告どおりの法律改正がなされてきているわけです。

本市はなぜ、この住居手当については何の改正もされないのか。後もって総務委員会に議案は付託されますので、私も総務委員の1人ですので本会議では市長にこの点だけはきちっとお尋ねしておきたいと思っております。と言いますのが、この住居手当については、本市の場合は平成15年の人事院勧告におきまして、持ち家に対しては5年間の支給期間を設けるとというのが、これが平成15年の人事院勧告であったんですけども、本市は完全にこれを無視しているんですよ。

さらに、本市の場合のこの住居手当の今までの考え方として、平成17年11月10日に出されております枕崎市行財政改革委員会の中でも国家公務員並みに見直せという提言もなされております。さらに、本市の行財政集中改革プランの中でも平成19年度に住居手当は見直すという実施項目も掲げたわけでありまして。しかしながらもう平成21年、執行部が出された行財政集中改革プランの平成19年度実施をもう2カ年経過していても、何らこの点の対応はなされていない。

さらに今回、住居手当は全廃しますという勧告も完全無視という経緯でございます。この点について、市長の考え方をお尋ねしておきます。あとは総務委員会で、また詳しく質疑をしたいと

思いますので、よろしく願います。

それから、この駅前観光案内所の答弁でありますけれども、今その予算計上をされている分を担当課長の方から説明しましたけれども、これはあくまでも今後の年度内の予算でありまして、私がお聞きしたいのは年間ベースで、こういった事業運営がなされているのか、その点をどういうふうに見通しされているのか。この手続条例の中でも明らかにその辺の事業計画、収支計画をしっかりとしないと指定管理者としてお任せするわけにいかないというような主旨のもとに、こういったものをきちっと整理しなさいということになっているわけですね。

したがって、当然、管理運営をやっていく際には経費もかかるわけだし、しかしその収入源があいまいなままでいきますと普通考えてあそこの管理をすると言ったって、何の収入があるんだろうかとだれしも思いますよ。それを全部、市の方がかぶるといふなら別ですけどもね。その辺のところを明確にお答えいただきたいわけでありまして、願います。

南田敏朗水産商工課長 駅前観光案内所の経費につきましては、今、庁内でも検討してきたところでございまして、収入源については検討しておりますけれども、大体、今の試算でいきますと98%前後が市からの委託費になるんじゃないかということで、運営していく中でそれにつきましては、市とも綿密に連携しながら運営していくようにということで、今、協議しているところでございます。

瀬戸口嘉昭市長 住居手当の件につきましては、私も人事院勧告を尊重すべきだという基本姿勢を堅持してきましたので、このことについては今回解決しようとする中で鋭意努力してまいりましたが、他市の状況等がほとんど動かないというような状況もございまして、今後4月に向けて強く交渉することで今やっておるところでございます。

2番牧信利議員 第1点は、議案第76号の枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、今回の条例制定の目的、それからこれによる対象者見込み、それに必要な費用、この点をお聞かせください。

それから、議案第70号の平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）の関係で、幾つかお尋ねします。説明資料がありますが、これに基づいていきます。2番目の生活保護扶助費ひとり親世帯に対する母子加算の復活、これはもう前政権がこれを廃止したという状況の中で、国民の強い運動の中で取り組んできて新しい政権になって、こういう形をとったんだろうと思いますが、この復活の理由をまず第1点、それから母子加算として具体的には加算額というのはどのようになっていくのか。それから実施時期は4月からなのか、いつからなのか。補正予算で出ていますが、その時期を明らかにしていただきたいと思います。

それから別の件でいきますが、今も出ましたが枕崎駅前観光案内所管理の問題ですが、そもそもこれは枕崎の玄関口に何も無いということでこの施設が設置されたんですが、この施設設置について改めて、その目的を明確にしていきたい。それから、当然これは指定管理者の議案が出ておりますからあれなんです、基本的には市の施設であり市の責任で行うべきものだと思うんですが、今回、指定管理者としてこれを運営していくことに当たっての当局の考え方を明らかにしていただきたいと思います。

それから、初めて見た事業で、その下の9番目の全国瞬時警報システム整備事業、国の事業として出されております。この具体的な内容、枕崎市がこれにどのような形で、システム整備ですからシステムをつくるということはないが、具体的にはこれはどんな設備をしていくのか、お尋ねします。

白澤芳輝福祉事務所長 まず、乳幼児医療費助成条例の一部改正の制定の目的でございますけれども、これにつきましては県が来年1月1日の医療にかかる部分から現在の対象者を小学校就学前まで拡大することに伴いまして、本市も同様に年齢の拡大を行うものでございまして、対象者6歳に到達する方が170名いらっしゃいます。費用といたしましては、年間見込みで約185万

程度、平成21年度分につきましては、見込み額といたしまして46万円程度が見込まれるところでございます。ただ、本市につきましては、県は所得制限を設けておりますけれども、本市は所得制限を設けずに年齢の拡大だけを行うということでございます。

次に、母子加算の復活についてでございますけれども、母子加算復活の理由につきましては、現在の政府が平成21年9月9日の3党連立政権合意を踏まえまして、子供の貧困解消を図るため生活保護の母子加算を平成16年度以前の水準に復活するというところでございまして、加算額につきましては在宅の1級地児童1人の場合ですけれども月額2万3,260円でございます、それに伴いまして、現在ありますひとり親世帯就労促進費は廃止を行うと。で、実施時期につきましては、本年12月1日からということでございます。

南田敏朗水産商工課長 観光案内所の設置目的でございますが、設置目的につきましては観光案内所の設置及び管理に関する条例第2条にも書いてございますが、観光客や市民への観光情報の提供を行うことなどにより、その利便性の向上を図り、本市観光産業の振興に寄与するための施設として観光案内所を設置するというところでございます。

なお、本市として基本的な施設となる当局の考え方ということでございますが、駅前観光案内所でこれから拠点に観光行政を発展させていく必要があると考えているところでございます。観光案内所の管理指定制度による効果としましては、先日11月18日付で指定管理者の候補者を選定することとした告示の内容の中で少ししてあるんですけれども、観光協会が先ほども申しましたとおり、観光パンフレットの作成、配布、観光施設の紹介、新聞、情報誌等の活用をしながら、本市の情報を発信しているというようなことで、この観光案内所の業務が先ほども言いました観光産業の振興に関することを目的として設置される施設でございますので、この辺のことを基本として考えているところでございます。

久木田敏総務課長 お尋ねの全国瞬時警報システム通称ジェイアラートと申しますが、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用しまして、緊急情報を住民に瞬時に伝えるというシステムでございます。対処に時間的余裕がない大規模災害あるいは武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用しまして、瞬時に地方公共団体に伝達するという。それから地域衛星通信ネットワークに接続されました先ほども言いました市町村の防災行政無線、これを自動的に起動させまして住民へ緊急情報を伝達するというシステムでございます。

予算の内訳としましては、受信機、自動起動機、それから工事費、アンテナあるいは付属設備等への予算で803万6,000円ということになっております。

2番牧信利議員 市立病院会計でちょっとお尋ねしますが、10ページの参考資料の中に後期高齢者にかかわる収益について減が記載されております。入院収益で965万8,000円、外来収益が111万8,000円、この理由を教えてくださいたいと思います。

園田勝美市立病院事務長 後期高齢者の診療収益につきましては、これは10月までの実績に基づいた推計でございまして、これまでの実績といたしましては国保診療収益の方が伸びてきたと。それに関しまして、75歳以上の方の診療収益が落ちてきたということの実績に基づく推計値でございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

畠野宏之議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、

予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、園田武夫議員、茅野勲議員、中原重信議員、米倉輝子議員、豊留榮子議員、板敷重信議員、板敷作廣議員、俵積田義信議員、牧信利議員、沖園強議員、今門求議員、立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第21号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 ただいま上程されました議案第82号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員山口紀秋氏の任期が平成21年12月31日をもって満了となりますが、その後任として、竹中秀男氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

畠野宏之議長 ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

畠野宏之議長 ただいまの表決権を有する議員は、17人です。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は、投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

畠野宏之議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

畠野宏之議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

畠野宏之議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

畠野宏之議長 これから開票を行います。

開票立会人に、14番佐藤公建議員、15番園田武夫議員、16番新屋敷幸隆議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

畠野宏之議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符号いたしております。

そのうち賛成17票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第82号は、同意することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成21年11月30日)

平成21年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第2号）

平成21年11月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 牧 信利 議員（16ページ～24ページ） 米倉 輝子 議員（24ページ～26ページ） 立石 幸徳 議員（26ページ～34ページ） 豊留 榮子 議員（35ページ～42ページ）	
2	74	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務
3	75	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	79	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	〃
5	66	平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予特
6	67	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
7	68	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
8	69	平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）	〃

本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のおり

1番 畠野宏之 議員
3番 板敷作廣 議員
5番 村上ミ工 議員
7番 原村且元 議員
9番 上釜いほ 議員

13番 中原重信 議員
15番 園田武夫 議員
17番 立石幸徳 議員

2番 牧信利 議員
4番 茅野勲 議員
6番 今門求 議員
8番 板敷重信 議員
10番 米倉輝子 議員
12番 豊留榮子 議員
14番 佐藤公建 議員
16番 新屋敷幸隆 議員
18番 依積田義信 議員

1 本日の欠席議員次のおり

11番 沖園強 議員

1 本日の書記次のおり

籠原均 事務局長
橋之口寛 書記
田代勝義 書記

依積田光昭 書記
平田寿一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のおり

瀬戸口嘉昭 市長
久木田敏 総務課長
南田敏朗 水産商工課長
今給黎力 財政課長
松野下祥一 建設課長
今給黎和男 健康課長
迫野豪 水道課長
中村責郎 農委事務局長兼農振係長
依積田清文 財政課参事兼財産管理係長
揚村芳江 健康課参事
畠中道夫 教育委員会総務課長
三島洋台 生涯学習課長
春田浩志 保健体育課長
田野尻武志 監査委員
四元幸一 選管事務局長
東中川徹 行政係長

中村秀雄 副市長
山口英雄 企画調整課長
西之原修 市民生活課長
白澤芳輝 福祉事務所長
真茅学 農政課長
永留秀一 税務課長
茶屋盛忠 下水道課長
園田勝美 市立病院事務長
依積田寿博 市民生活課参事兼環境整備係長
山口英夫 教育長
外俊則 学校教育課長
天達章吾 文化課長
今給黎龍浪 給食センター所長
佐藤祐司 監査委員事務局長
園田敏雄 会計管理者兼会計課長

午前 9 時 30 分 開議

畠野宏之議長 おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日は、沖園議員は欠席であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1 番牧信利議員、2 番米倉輝子議員、3 番立石幸徳議員、4 番豊留榮子議員の順で行います。

牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

2 番牧信利議員 おはようございます。この12月定例議会は、瀬戸口市長の任期の最後の定例会ということになります。市長自身、来年1月の市長選挙への出馬も表明をされております。この4年間のみずからの市政、そして市長選挙に臨む政策、そういうものがどのようになっているのか。その基本的な問題点、住民に対する市長の政治姿勢、それらを含めて具体的な問題を通してお尋ねしていきたいと思っております。

8月の総選挙で国民は自民・公明政権に退場の審判を下しました。これは日本の政治にとって新しい一歩であり、新しい歴史のページを開く意義を持つべきことでもあります。国民が総選挙にかけた思いは、自公政権によってもたらされた耐えがたい暮らしの苦しみ、平和の危機を取り除きたい、政治を変えたいという強い願いであります。これは選挙後の情勢全体を動かす大きな力として働いています。新政権の姿も徐々に明らかになりつつあります。

新政権の政策には、政治を変えてほしいという国民の願いを反映した前向きのものであると同時に、国民の利益に反した問題点も明らかになってきつつあります。我が党は政治を変えてほしいという国民の期待にこたえるとともに、新政権に対する不安や批判について問題点をただし、日本の政治をさらに前に進める建設的野党として、国政においても地方議会においても奮闘するものであります。

まず、市長にお尋ねしたいのは、この日本の政治情勢の新たな発展のもとで小泉構造改革路線のもとで進められてきた行財政改革路線を見直し、福祉・暮らしを守る住民本位の市政運営に転換すべきだと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 新政権が発足したものの少子高齢化の進展や長引く経済雇用の低迷、国と地方を通じた危機的な財政状況など、自治体を取り巻く社会情勢は依然として厳しく、先行きは実に不透明な状況にございます。このような状況の中で市政運営に当たりましては、今日までも住民の福祉を基本とし、さまざまな施策を展開するために思い切った行財政改革に取り組んでまいりましたが、いまだ厳しい財政状況下にあり、しかも国の施策が明確に示されていないことから、今後とも行財政改革を進めながら市民の立場に立って、安全で安心な暮らしや地域経済の活性化など住民福祉のさらなる向上のための市政運営に全力を挙げて努力してまいりたいと存じております。

2 番牧信利議員 市長選挙を控えていますから、市民の皆さんからいろんな声がかかります。「牧さん、どっち入ればよいかい」ま、こんな率直な問いかけもございます。市長自身はまだ、政策を具体的なものを発表していません。前市長はどれぐらい市民のもとに届いているかわかりませんが、後援会ニュースの発行をいたしております。

市長の実績のパンフ、前市長の後援会ニュース。ここで特徴的なのは、だれが種をまいたのか。だれが実績を上げたのか。こういう話が中心になっています。この前市長の4年間の任期、現在の瀬戸口市長の4年間の任期。これは両方にとって明確にはっきりしていることは行財政の改革、

いわゆる集中改革プランを策定している。それを実行したという点では、前市長がその策定を行い、現市長がそれを実践したと。こういうことですから、そういう点では種をまくとか、実を刈り取ったとか、そういうのは2人で共同でやったようなものじゃないかと私は思います。

ただ、この両者の今まで出されている文書。これらを見て、それではそれぞれの4年間の任期の中で行われてきた市政が住民の立場から見たらどういうものであったのか。行財政集中改革プラン、これは平成17年度を起点として21年度までの集中的な具体的取り組みを明示するものだ。このようにうたっています。

ここで住民にとって何が行われてきたのか具体的に申しますと、健康検診料の値上げです。県単独補助治山事業や急傾斜地崩壊対策事業、これは地元負担はなかったものに1割負担を導入しました。このことは住民の安全にかかわる問題で、県内でも最も進んだ制度として住民負担なしで行われてきた災害対策について、新たな混乱を持ち込んだものであります。

さらに敬老祝い金の問題では、これまで毎年80歳以上の方々に支給してきたものを節目支給に切りかえ、80歳、米寿、90歳、白寿、100歳以上、こういうふうに敬老祝い金の改悪をやってきました。

はり・きゅうの助成についても回数の制限、助成額・限度額の引き下げ、市奨学金貸し付け、これは平成16年度は6,000万。これを現在は少し引き上げられましたが、当初は3,000万まで予算を削り、今3,200万となっています。民営化、民間委託、双方の予定候補者が自慢していますが、これは何かというと市立保育所の民営化、養護老人ホームの民営化。これはまさに行政としての福祉の責任の放棄であります。

こういうことが前市長時代、現市長時代を通じて行われてきている。まさに暮らしと福祉、教育の切り捨てではないか。こういうものについて、何らの反省も双方ともやっていない。こういうことが今日までに明らかになっている点であります。市民の命を守る、財産を守る、こういう行政の責任者としてやっていこうとする人たちがみずから行ってきた住民福祉の切り捨て。こういうものについてこそ反省する、そういう姿勢を示すべきではないかと思えます。

先ほど申しましたが、今、政治は大きく流れを変えております。これが本当に国民の望む方向に進むかどうかは国民の運動、これにかかっていますが、これを押しとどめることは実際上できないでしょう。しかし、そういう状況の中でなお、行財政改革の推進を表明されている。これはますます住民福祉を犠牲にすることになるのではないかと考えるわけであります。

市長として、この4年間のみずからの市政について住民の暮らし、福祉、教育の点でどのような総括をしておられるのか、お尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 行財政改革の具体的なことについてですが、確かに今、おっしゃったようなことは、平成18年3月に策定いたしました私の集中改革プランによって、120項目を掲げて議会でも報告をしてこれまでやってきたわけであります。

このことを一つ一つ上げればいろんな問題がございましょうが、枕崎市の置かれていた4年前のあの危機的な経済状況の中で、今後、持続的に長く市民の福祉の向上や医療、そういう全般的なものを守っていく立場にある私といたしましては、やはり私を含め市民の方々にも応分の負担もお願いするという非常に苦しい立場ではございましたが、そういう立場でこの改革をしてきたところであります。何よりもまず市が行財政的に安定しなければ福祉も医療も教育も建設も含めて市民へのサービスができないと。そういうことでこれまで頑張ってきたところであります。

2番牧信利議員 もちろん、このような現在の地方財政の危機は地方自治体自身の責任ではありません。小泉路線による地方交付税の大幅なカット、こういうものが実質的には地方財政をこんなにしてきている。これは事実である。しかし路線に対してそれではどう立ち向かっていったのかと。地方に対する財源の保障をきちんとせよと。こういう声を本当に政府を動かすような運動として取り組んできたのかどうか、こういう点は極めて疑問である。

すべての市政の動きというのは国とのかかわりを抜きには考えられませんが、そういう国の政治に追随してきたというのは実際のところではないでしょうか。そういう中で今、政治の転換が始まっているとき、それでは市長は今後についてこの国の政治とのかかわりを含めて、枕崎市政をどのような方向で取り組んでいくのか。住民福祉を重視するという立場は表明されました。

その一方で、行財政改革の推進も言っておられます。それではそれをどう整合性のあるものとしていくのか。こういう点で市長自身の今期4年間の反省と総括の上に立って、今、市民に何を提起して今後の市政に取り組むということを考えておられるのか、具体的な回答を求めるものであります。

瀬戸口嘉昭市長 今、必死にこの4年間私がつくりました行財政集中改革プランによりまして、それこそ命がけで枕崎市の行財政改革に努めてまいりました。それは先ほども申しましたように、住民福祉の向上をするために、市民サービスを行うために市が力を持たなければならないと何にもできないということでありました。そのために私は行財政改革と、また市民の方々へのサービスを向上させることは矛盾していないと思っております。

今、まだ私として公務多忙でありまして、新しいいわゆるマニフェスト的なものは発表できておりませんが、近々これを発表することにしております。さらなる行財政改革を含め、市民の福祉向上、あるいは高齢化を含めたその高齢化社会、高齢化している集落等を含めた活性化、あるいは町の商店街、あるいは農村、漁村の活性化等に力を入れてまいりたいと。そういう施策を今、考えているところであります。

2番牧信利議員 まだ政策は具体化されていないと。これは極めて残念なことです。これが最後の議会、任期中ですよ。その最後の議会で新たな今後の方針を示すことができないと。これはやはり市民に対する責任を果たしていないと思います。そういう点はやはり何といても市民が何を期待しているのかと。どっちに入れた方がよかけと市民が問いかけるそこには、まだそういう具体的な政策を市民自身が知る機会がないと。こういう状況を示していると思うわけでありまして。そういう点では市長は、この12月の定例議会でこそ明確な今後の政策と方針を明らかにする責任があったんだということを指摘しておきます。

次に進みます。後期高齢者医療制度について、お尋ねいたします。後期高齢者医療制度は75歳という年齢で区別し、差別する世界に例を見ない医療制度であります。このまま放置すれば保険料がどんどん値上りをしていく制度で、これは若い世代にも重くのしかかるものであります。

昨年6月、参議院で廃止法案が可決されました。鳩山首相自身、9日の参議院予算委員会で75歳で人を区別するなどという、やはり信じられない発想、その方々にどんどん負担というものが増えていくわけでありましてから、そういうしわ寄せになるような間違った制度はやめるということを誓ったと答弁しています。

鳩山政権は、今はいろいろな理由をつけて廃止を先送りしていますが、この制度が間違った制度で廃止する。こういう立場に立っているということは現在のところ変わっていません。

市長は、この制度について高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供する制度だと述べました。そして、この制度を長く続けていくことを願うと答弁されました。この市長の考え方は、新政権のもとでも変わらないのかどうか、見解をお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 後期高齢者医療制度の問題は9月議会におきまして、現在、国の方で制度のあり方について検討している段階であり、本市としては国の動向を見守る考えであると述べたところでございます。質問にありましたように、政権交代後の臨時国会におきまして、鳩山首相は後期高齢者医療制度を廃止し、その後の制度のあり方については、高齢者はもとより市町村を初め、さまざまな関係者の意見を踏まえ、老人保健に戻すことなく幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度を検討していくという趣旨の答弁をしておられます。本市としては、その国の動向を見守っていく考えでございます。

2 番牧信利議員 私が質問したのは、市長がこの制度に対する認識を議会で答弁されていると。高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供する制度だと述べております。この制度を長く続けていくことを願うとまで言うておられる。今もこういう考えですかと聞いているんです。

瀬戸口嘉昭市長 政権が変わり、新しい制度につくり変えていくということでありますから、私が今、申しましたように今後、鳩山政権の制度を見守っていくということであります。

2 番牧信利議員 いや、質問に答えてもらわないと議会のやりとりにはなっていないんです。市長は、同じことをまた繰り返さないといけませんよ。高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供すると。そして長く続けていくことを願うとまで言っているわけで、願ってらっしゃる。こういう答弁をされたんですよ。今でもこの後期高齢者医療制度というのは、高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供するものと考えていらっしゃるんですか。

瀬戸口嘉昭市長 これまでの私も後期高齢者医療制度の県の役員をしておりますが、そのような中で今後の長期的に継続的に高齢者の方々の医療をきちんとやっていくということのためにはこの制度がいいということで、私どももやってまいったところでありまして、またそういう説明も聞いていることから、そういうことを答えたわけでありまして、よりよい方向に改善ができるならば、その方向でまた努めてまいりたいと考えております。その時点ではそう考えておりました。

2 番牧信利議員 真っすぐ答えないんですね。言いわけでしょう、今のはね。政府が変わればその政府の言うとおりにしますよと、こういうことでしょうか。そうすると、こんな答弁を以前の議会でされるといのは、これは全くその当時の自公政権の立場をおもんばかって答弁をされているとしか思えない。つまり国の言いなりだというのがはっきりするわけですよ。市民の命を守るという立場は、医療を守る立場じゃないじゃないですか。その点は指摘しておきます。

次に、来年度は保険料の改定です。11月9日の参議院予算委員会で厚生労働大臣は、来年度の保険料は全国平均で約12%上昇すると答えています。11月20日になりますと13.8%増加すると発表しました。つまり、これは厚生労働省が全国の状況を調査するのが進めば進むほど保険料の値上りの幅が大きくなっている。こういうことを示している。

この後期高齢者医療制度の保険料というのは、高齢者人口の増加、医療費の増加で値上りする仕組みになっています。ですから、平成21年度の保険料の全国平均は年額約6万2,000円、これは13.8%上昇するということになりまして、約8,556円の負担がふえるということになるわけでありまして。鹿児島県の保険料はどうなっているのか、お尋ねいたします。

今給黎和男健康課長 現在、鹿児島県後期高齢者医療広域連合におきまして平成22年度、23年度の保険料の算定に向けて作業を進めている段階でありますので、どのようになるのか、幾らになるのかということは申し上げることは、現時点ではできません。

2 番牧信利議員 厚生労働省は、19日に都道府県の広域連合に対して保険料の大幅値上げを抑えるために剰余金の活用に加え、都道府県の財政安定化資金を取り崩すようにという要求をいたしたようではありますが、この鹿児島県の広域連合の剰余金というのは、今、幾らあるんですか。

今給黎和男健康課長 鹿児島県の広域連合の20年度決算の状況を億単位で言いますと歳入が2,063億円、支出が2,021億円、差し引きの41億円余りが剰余金ということになっております。

2 番牧信利議員 厚生労働省の方針からいけば、それを活用するということにはなりますが、そうすると都道府県の財政安定化資金、これも取り崩せと、あまり金がないときはですよ。財政安定化資金というのは、今、幾らあるわけですか。

今給黎和男健康課長 鹿児島県の広域連合の医療制度臨時特例基金は、20年度末の段階で16億5,000万余りであります。

2 番牧信利議員 今度の県の保険料の今、作業中ということですが、これらの作業については県下自治体には何らかのそういう方向とか方針とか示されているんですか。

今給黎和男健康課長 私どもの方には、県の広域連合の方からは12月開催される会議という

か保険料部会というのがあるんですが、そこで今後、国から通知された数値等の変更によるもの等を含めて保険料を決定していきたいという計画であるということを知っています。

2 番牧信利議員 市長にお尋ねします。広域連合の議員というのは決まっていますから、それらについてはそれぞれまた市町村単位の市長会議等でも論議されてきていると思うんですが、13.8%、全国平均で8,556円の負担増となるという状況の中で、この剰余金の活用、財政安定化資金の活用・取り崩し、これらを行って保険料負担の増加をストップさせると、値上げさせないと。こういう立場での取り組みをする必要があると思うんですが、市長自身の考え方をお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 後期高齢者医療保険が上がることにつきましては、大変困った問題でございますから、私も1円でも安くなる方がいいと考えております。いわゆる剰余金につきましては、初年度でございましたから概算的に幾らいるかということなども極めて難しい中で、こういう41億余りの剰余金が出たという説明は聞いております。また、その他の16億5,000万のこのことも聞いております。

ですから、これらのものを有効に活用して安く抑えるということを我々も主張していきますし、そう願っているところでありますが、いわゆる12%から13%という国の厚生大臣のお話があったことは先ほど課長からお答えしましたが、2,600億とか幾らの金からいたしますと2%~3%の影響しかないということなどが予想されるところでありまして、まだこれからどういう計算になっていくのか、我々も非常に注目しているところであります。

2 番牧信利議員 厚生労働省はさらに、特に保険料の値上げが大幅に増加するところでは、基金の拠出額の積み増し、これを要求しています。つまり市町村に新たに負担を拠出させるようになってくる。つまり高齢者自身の保険料も値上げされる、2年ごとにですよ。それでもその保険料値上げがやめられなければ、新たに今度は市町村から負担金をさらに上積みして出させるという仕組みですよ。高齢者も保険料値上げで大変、自治体も保険料値上げを何とか安く抑えるために負担金は出さなければいけない。こういうふうになると思うんですが、これらについては、県の方からは枕崎市にはどんなふうにか話しているのか、お尋ねします。

今給黎和男健康課長 ただいま議員の方からありました保険料の増加抑制策の方法として先ほどから何回もありますが、11月19日付で厚労省の方から県の方へ先ほどからあります剰余金の活用、基金の活用、それに追加されまして基金の積み増しの部分の通知が出ているわけですが、県の方からは現在のところ具体的な話は市町村にはまいっていません。

2 番牧信利議員 つまり高齢者医療制度は速やかに廃止しないと。このように高齢者も犠牲にし、それで自治体自体にも新たな負担をさせられる、こういう状況ですよ。だから高齢者医療制度廃止の先送りというのは、いろいろ鳩山政権は言っていますが、結局は国民への負担転嫁。これをしていくということにつながるわけですね。もとの老人保健制度に戻して必要な国庫財源の手だてをすれば、国民の負担なしで従来の制度でできる。これははっきりしているわけですから、こういう点から考えるとこれを先送りする、廃止しないでずるずるやっていくということは、まさに高齢者にとっても国民にとっても地方自治体にとっても大きな痛みを受けることになるということは明確ですよ。だから市長、鳩山政権の動向を見守るんじゃなくて、鳩山政権に対して速やかにこの制度を廃止しなさい。こういう強い要求をすべきだと思うんですが、市長の考え方をお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 国としては、後期高齢者医療制度を直ちに廃止して、老人保健制度に一たん戻すことはたびたびの見直しを行うことになり、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせることやシステム改修や被保険者の情報の移管等に約2年の期間と多額の経費を要するために、新たな制度に直接移行することが合理的であるという考え方でございますので、今のところ本市といたしまして国の動向を見守っていくことが必要だと考えております。

2番牧信利議員 つまり、先送りして住民負担もやむを得ないと。高齢者は我慢しなさい、自治体も仕方がないけど負担金出しますよと、そういう態度ですか。

瀬戸口嘉昭市長 決してそういうことを考えているんじゃないでございます。ただ全国市長会の緊急要望もここに手元でございますが、世代間や高齢者間の不公平の解消等を目的として定着しつつある後期高齢者医療制度を性急に廃止することは現場に大きな混乱をもたらすので、当面現行制度を維持しつつ、国などを保険者とする医療制度の一本化の道筋に沿った抜本的な医療保険制度改革を検討することというようなことを全国市長会でも言っていることでありまして、結局その負担が国民にないように市長会からも緊急アピールを国にしているところであります。

2番牧信利議員 結局、我慢をしなさいと。枕崎の高齢者の皆さんに市長は言ってるわけですよ。国のことを見守って。市民の立場から見れば、そんなひどいことやめなさいというのが当たり前だと私は思いますね。そういう点は、市長の姿勢だけは明らかになりました。来年4月から早速その市長の言うやり方では高齢者に大きな負担が来ることは間違いありませんから。それに何らの手も打たないと、むしろ混乱が来るから新たな制度をつくった方がよいなどという、まさにそれは行政側の姿勢ですよ、市長会のそういう態度は。高齢者や国民の立場じゃないわけですよ。自分たちの仕事が混乱するわけでしょう。住民は混乱しないんですよ。高齢者は混乱しないんですよ。そういう点は、指摘しておきます。

次に、奨学金制度の改善についてお尋ねします。まず貸付額をふやす考えはないかということであります。そこでなぜこんな質問をするかということ、現在の国立大学の授業料と県立高校の授業料、これと現在の市の奨学金との関係、数字的にどうなっているか、教えてください。

畠中道夫教委総務課長 お答えいたします。本市の奨学金は、高校生月9,000円、大学生月3万7,000円でございます。公立高校の授業料は11万9,000円、国公立大学で53万6,000円と認識しております。

2番牧信利議員 月に直すと幾らですか。

畠中道夫教委総務課長 高校の場合、月額に直しますと9,916円、大学生の場合、4万4,666円になるかと考えております。

2番牧信利議員 奨学金と授業料の差が今の答弁で明らかになりましたが、やはり実情に見合った貸付額に改善すべきだと考えますが、教育長はどう思いますか。

山口英夫教育長 おっしゃることも十分わかりますけれども、本市の財政状況等を踏まえながら十分に検討してまいりたいと思います。

2番牧信利議員 平成7年度に改定をされているんですね。このときの改定理由は何ですか。

畠中道夫教委総務課長 平成7年のときの改定理由は、国立大学の授業料が3万6,000円ほど改定がありまして、上昇するということが本市の上限額も変更をお願いした経緯がございます。

2番牧信利議員 既に、高校授業料も値上げされているし、大学も差が出てきているわけですね。当然値上げすべきだと思うんですが、教育長は財政状況と言うんですが、市長、これは当然実情にあった奨学金の額にすべきじゃないですか。

瀬戸口嘉昭市長 おっしゃるとおり、本来そのようにすることができれば本当にうれしいと私自身思いますが、総額的にあるいは市のいろんな状況から教育委員会が今、高校・大学と実情に応じた枠で考えていただいていると思っております。

2番牧信利議員 実情に応じた額で考えていないから差が出ているわけでしょう。教育長は金がないからと答弁しているんです。本来、教育長は教育の責任者ですから、私としては授業料に合った奨学金にしてもらいたいと答弁するのが教育長の仕事だと思うんですが、そういう答弁をしきらない。市長の顔を伺っているわけ。どういうふうに言った方が一番当たりさわがないか。こんなことじゃいかんじゃないですか、現状は。しかし市長に聞くと教育委員会の方で考えていらっしゃるでしょうと。こういうことでしょうか、そんなことじゃないでしょうか。自分の持ち

場の仕事について責任を持ってやろうという姿勢がなければこんなふうになってしまうんです。当たりさわりのない仕事しかできないというのが奨学金でもはっきりしてるじゃないですか。

さらに、市の奨学金はどうなっているか。先ほども言いましたが、平成16年度は6,000万円だったんですよ、年間予算が。今は3,200万。今の市長になってから200万ふやしていただいたけど、毎年1,000万ずつカットしてきたんですよ。平成16年度、奨学生は160名だった。20年度は76名ですよ、激減しているじゃないですか。そんな実情に合わない奨学金の額、それと奨学金予算のカットがこのようになってきている。ですから希望する人たちが奨学金を受けられる。そういう点ではやっぱりきちんとした財政措置をすべきだと考えるんですが、最後に市長に奨学金の改善について、考え方をお尋ねしたいと思います。

瀬戸口嘉昭市長 その御承知のとおり、今年度の奨学金関与の予算額は、経済不況等も勘案しまして前年度より200万円を増加して3,200万円といたしました。近隣の状況は、南九州市が2,000万円、南さつま市が3,372万円、いちき串木野市が828万円であり、18市の中でも人口割で比較しますと一番多い額であります。

今後は、市の奨学金制度や高校授業料の無料化等の施策の動向を見極めながら、所得制限の設定など本市の財政状況とも勘案しながら最大限努力してまいります。ちなみに、大学の奨学金の個人の貸付額は、本市は3万7,000円でございますが、南九州市、南さつま市と3万円となっております。結局、個別に見ますとよくやっていると考えております。今後とも努力できることは努力してまいります。

2番牧信利議員 それでは次に、市営墓地の墓参道整備について。犬牟田墓地北側墓参道、これを市道に編入して整備すべきだと考えるんですが、市長の見解をお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 御指摘の道路は、何回か御質問がございますが、市道認定基準に合致しておりませんので認定は難しいと考えておりますが、ただ墓参道であることを勘案いたしまして、今後整備について前向きに検討してまいります。

2番牧信利議員 前向きの答弁が出ましたので以上で終わりますが、次、里道管理です。桜木町277番地沿いの里道。三愛書店の駐車場の脇にあります。雑木が生い茂って周辺住民に被害を与えています。この里道の所有者はだれなのか。これは今までも雑木除去を要求しましたが、いまだに放置されたままであります。ですからこの所有者はだれなのか、教えてください。

俵積田清文財政課参事 この里道につきましては、国から譲与を受けておりますので、枕崎市の財産となっております。

2番牧信利議員 枕崎市のものでありますから、当然、管理責任があると思うんですが、これなぜ、こういう里道の雑木を放置しているんですか。

俵積田清文財政課参事 現在、市には赤線、青線といわれる法定外公共物があわせて5,098本ございます。この御指摘の里道もこの赤線の中に含まれております。これらの法定外公共物は比較的限られた地域住民の自由使用のために公の用に供される性質を有しております。こういうことから、これまでも公民館及び地域利用者によりまして維持管理がなされてきている現状でございます。

今後とも法定外公共物の維持管理につきましては、これまで同様に公民館及び地域利用者にお願いをしたいと考えております。このことを踏まえまして当該里道につきましても、さきに公民館と協議をお願いいたしましたところ、公民館で対応するという旨の回答をいただいているところでございます。

2番牧信利議員 公民館が管理をするというのは、どこに、どの条例・規則に書いてあるのか、明らかにしてください。

俵積田清文財政課参事 先ほども申し上げましたが、歴史的にこういう法定外公共物は比較的限られた地域住民により使われているということで、市内全域におけるこういう法定外公共物に

つきましても密接な関係にある地域住民によって利用され、またその維持管理もなされているところだと思います。

2 番牧信利議員 私が聞いているのは、どういう法的根拠があるのかというのを聞いているわけ。

依積田清文財政課参事 法的根拠というのはございません。

2 番牧信利議員 市が一方的に地域に責任転嫁をしているんじゃないですか。市は責任を持って管理すべきものを住民が長年やってきたからといって、何の法的根拠もなく、そして住民に責任は転嫁する、管理をさせる。おかしいじゃないですか。これは前の議会の委員会でも紹介したと思うんですが、村山市の里道管理の条例にあるんですが、これはなかなかよくできた条例でしてね、里道の管理というのは村山市が行うと明確にしています。

そして維持管理上必要な場合、その管理を委任することができる。こういうふうに明確にしているんですよ。こういうのがあればほら、地域にお願いして管理してもらおう。そういう話になるんですが、皆さんがやっていることは、こういうのは全く無視して、長年のやってきた結果だと言って法的根拠は何もなくやっているわけですよ。市長は、こういう管理のあり方が正しいと思いますか。

瀬戸口嘉昭市長 表向きに聞かれますとおっしゃるとおりであります。ただ長年、限られた地域住民の自由の使用のために使われているものでございますので、それぞれのところで公民館等においてお願いしてあるということでもあります。今後とも御協力をいただければありがたいと思っています。

2 番牧信利議員 何らの法的根拠もなく、そんな勝手な自分の解釈で地域に管理をお願いしているというのはおかしいでしょう。きちっと整理すべき問題じゃないですか。村山市の今、条例読み上げましたよ。そういうふうにしちんとしないとこういうことがまかり通りますがね。地域の公民館が整備すると言われたということですが、それはいつするんですか。

依積田清文財政課参事 日にちをいつというのは正確には聞いておりませんが、10月最初のころに副館長さんとも現地で会いまして、やっていただけるということで、それから11月初めにまた館長さんとも会いましてやりますよという回答をいただいているところでございます。

2 番牧信利議員 これは周辺住民に被害を与えているわけですよ。市長、いいですか。すると枕崎市民の環境を守る条例、これに違反しているんじゃないですか。市民生活課の方では、この現状に対してどのような環境を守る立場から対応する考えですか、お尋ねします。

依積田寿博市民生活課参事 市民の良好な環境を確保するために、地域住民や公民館等と協議しながら周辺地域の生活環境や自然環境の保全に努めていきたいと思っております。

2 番牧信利議員 基本的な立場はそれでいいんですが、具体的な問題ですよ、市長。市長が条例に基づいて取り組まなければいかん。環境を守る条例の第7条、市長は市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、迅速かつ適正な処理に努めるものとする市長の責任が明確にされているじゃないですか。迅速ですよ、適正、みずから所有するこの里道、桜木町277番地沿いの里道。これについて実態を調査して適正な処理をせないかんというのは市長の責任なんですよ。どう考えますか。公民館がどうのこうの問題じゃないですよ。

瀬戸口嘉昭市長 先ほど参事も申しましたように、そのような状況があるということを知り、10月13日、それから11月初めには副館長、館長と協議して動いているところであります。先ほどからありますように条例に違反するということは私の本意ではございませんので、今後、どういう管理をしていくのかということについて勉強してまいります。

2 番牧信利議員 いやいや、ここの管理は市の責任としてもまともな管理義務を果たしてないんですよ。竹や木が生え茂っている。その里道の入り口には侵入ができないようなさくがつけら

れていますよ。だれがそのさくをつくったんですか。市ですか。

依積田清文財政課参事 だれがさくをやったのかというのは判明しておりません。

2番牧信利議員 市は適正な里道管理の義務があるわけでしょう。そういうものに妨害物を置いたり、切り倒した木を里道の上に置いたら除去せよと命令できるわけですよ。条例上そうなっているわけですから。そしたら進入ができないようなさくをしてあるにもかかわらず、だれがしたかわからんでほったらかしにしてある。管理責任を果たしていないわけですよ。市長、市が持っている財産にこういう住民に被害を与える状況。これは公民館の問題じゃないですよ。しかもその里道が通行できないようなさくがあるのに、それについて何らの対応もとらない。市の怠慢じゃないですか。早速これは公民館がその伐採するなどというもんじゃなくて、市はみずからの管理責任を放棄してきた責任を持って、雑木の除去と環境整備を直ちに行うべきだと思いますが、市長の考えはどうか。

瀬戸口嘉昭市長 雑木のごとは、私も報告いただいてそういうふうにも動いてもらいましたが、その何か里道にさくを置いてあるということなど、今、現在私のところには聞いておりません。正しく実情を調べ、市の管理責任を果たしたいと考えております。

2番牧信利議員 自分の管理責任を明確にするためには、市は当然、市の責任で雑木の除去を行い、里道というのであれば、その里道の活用を図るべきだ。そういうふうに言っておきます。

畠野宏之議長 ここで、10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、米倉輝子議員。

[米倉輝子議員 登壇]

10番米倉輝子議員 皆様、おはようございます。

平成21年もあと1カ月で過ぎ去ろうとしています。この1年間、国内国外ともめまぐるしく変化し、国内においては民主党が政権をとり、脱官僚政治が始まりました。戦後長く続いた政治にピリオドを打ち、真の国民主権の政治へと移行し始めました。大変勇気のいるところでありましょう。国民の声を聞きながら頑張ってもらいたいと思っております。まさしく国民が主役です。そして、世界の流れも。まだまだ独裁的な政治が行われているところもありますが、電波という素晴らしいものが世界を駆け巡っていますので、この地球上の人々はいろいろと力をつけてきていると思います。環境問題にしましても、どこの国の人々も大変関心を示すようになりました。

このようにして21世紀は着実に人と人が手を携えて明るい未来のために過去の過ちを2度と繰り返すことのないよう深く反省し、話し合いで解決しようとしています。私たちの町もこの流れから外れないよう努力し、次世代へバトンタッチしていかなければならないと思うこのごろです。

そこで本市観光産業の振興に寄与するための施設である、枕崎駅前観光案内所が市民に親しまれ愛されるために、次の質問をさせていただきます。

畠野宏之議長

10番米倉輝子議員

一つ申し上げます。

一つ、いつオープンするんでしょうか、という質問です。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 いつオープンするののかという御質問でございますが、観光案内所の開設は、平成21年12月26日を予定しているところでございます。

10番米倉輝子議員 いただいた議案の中には1月1日から12月31日までとなっておりますが、

開所期間というんですかね。またことしの3月26日は、枕崎駅前観光案内所ができるんだということが新聞で報道されました。ということは、来年の2月、3月ごろが予定だったわけですね、完成の。なぜ早くなつたんでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 この枕崎駅前観光案内所は御承知のとおり、平成20年度地域活性化生活対策臨時交付金事業の明許繰越によりまして、枕崎市が事業主体となって整備を進めているところでございますが、この事業は現下の今の厳しい経済情勢及び地域活性化等を速やかかつ着実な実施を図るという趣旨のもと、国からも早期執行を求める通達が出ておりますことから、鋭意取り組んでまいりました。そのため当初の計画より整備が早く整ったものであります。また市民からも一刻も早い希望がありましたことから利用者の多い年末年始に間に合わせるように努力し、12月中のオープンにこぎつけたところであります。

10番米倉輝子議員 開所時間はどのようになっておりますでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 開所時間につきましては、今回お願いしてあります枕崎市観光案内所の設置及び管理に関する条例の第6条におきまして、午前8時30分から午後5時15分までとするようお願いしているところでございます。ただ駅やバス停を利用する観光客の皆さんや市民の皆様方の利便性の向上を図る立場から、トイレにつきましては24時間利用できるようにいたします。また、待合室につきましても、駅及び駅周辺整備促進協議会等、市民から午前5時30分から午後8時まで利用できるようにしてほしいという要望がございますので、指定管理者と協議をいたしまして、この要望に沿えるようにしたいと考えているところでございます。

10番米倉輝子議員 一応、8時30分から夕方の5時15分となっておりますが、また指定管理者と話し合いをするということですが、空港行きの1番が朝5時40分です。川辺経由の鹿児島行きバスの1番が6時20分、そして指宿枕崎線の1番列車が6時45分と。また伊集院行きも6時25分と、このように朝早くから1番は出ておりますが、寒い朝、雨の日など待合所が利用されないと意味がないわけでありまして、今、観光協会との話し合いをさせていただいておられますが、どのような話し合いができておるんでしょうか。12月26日だったらもう計画ができてるんじゃないかと思いますが。

瀬戸口嘉昭市長 課長は、先ほど要望に沿えるようにしたいと考えているということですが、もう観光協会ともきちんとしておりますので、そのことは御心配いらないと考えております。

10番米倉輝子議員 観光協会も納得し、十分話し合いはできているんでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 今、市長からございましたとおり、指定管理者をお願いしております観光協会をお願いいたしまして、観光協会内でできるように、協議を進めているところでございます。

10番米倉輝子議員 観光協会の方も11月17日、臨時議会を開いていらっしゃるようですが、あまり詳しいところまではいってないように感じられます。ですので急いでオープンなさるようでございますので、それも市民の皆様方の利便性を考えてのということですが、本当に安心・安全でみんなに愛される枕崎駅前観光案内所になるためにも十分そこらあたりは検討していただきたいんですね。もし不慮の事故等があった場合は、どこが責任を、その時間外はとられるようにしておられるんでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 観光案内所につきましては市の行政財産でございますので、最終的には市が賠償責任を負うことになります。

10番米倉輝子議員 それでは市民の方初め、観光で訪れる方々にも喜んでいただける安全な安心な観光案内所にするためにも、早朝と夕方以降の対応もしっかりする責任があると思いますので、そこらあたりは重ねて強く要望いたします。それから、商工会議所とのつながりはどのようになっているんでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 枕崎駅舎建設や駅周辺地域の活性化につきましては、個人の方あるいは団体等からさまざまな意見や提案がなされてまいりました。市としましてはこれらの意見を集約する必要がございます、平成20年12月14日に建築士会、市商工会議所、枕崎駅を思う会、駅通り会、市役所通り会などの代表や、近隣の公民館長など18名とオブザーバーとして、県南薩振興局の企画課長にも参加をいただきまして、枕崎及び駅周辺整備促進協議会を設立して協議を重ねていただきました。

お話の市商工会議所からは、会頭とまちづくり推進特別委員会委員長である副会頭の2名に参加をいただき、会頭には協議会の会長をお願いしたところでありますが、枕崎駅前観光案内所は枕崎市が単独で建設するものであり、管理責任も市にあることから市商工会議所との直接的なつながりは全くございません。

10番米倉輝子議員 全くないんでございましょうか。この協議会というのは商工会議所や通り会など、官民で発足しております。ですのでもた枕崎の観光振興の発展のためにも全く関係ないということはないと思いますので、今後もお互いの連携をしっかりとりながら観光産業振興の発展に努めていただきたいと思いますので、しっかり連携をとっていただきたいと思います。

畠野宏之議長

10番米倉輝子議員 _____ 早いですがこれで終わらせていただきます。

畠野宏之議長 ここで、1時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午後1時10分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

17番立石幸徳議員 通告いたしました次第に基づき、一般質問をいたしたいと思っております。

今月12日に、政府主催による天皇陛下の即位20年の国民祭典が開催されました。今上天皇陛下は、皇太子時代の昭和62年7月19日、本市で開催されました全国豊かな海づくり大会に御臨席賜りましたが、ことしもまた1カ月ほど前の去る10月30日、東京港区の東京海洋大学で開催された第29回全国豊かな海づくり大会に皇后陛下ともども一緒に御臨席賜りました。皇太子時代からずっと海づくり大会へは臨席しており、海づくりへの思いは殊のほか強いものがあると思われまます。これからも天皇、皇后両陛下が幾久しく御健勝にて過ごされんことを願うものであります。

さて、今や世界の海は、南氷洋の捕鯨の難題と大西洋の黒マグロ漁獲枠4割削減の問題、そしていよいよ太平洋のカツオが課題となってまいりました。

ことしの全国豊かな海づくり大会の翌日、10月31日に高知県黒潮町でカツオを基幹産業とする地域の連携を促し、新たな可能性を追求する第1回カツオフォーラムが開催され、本市からも関係者が参加されておられます。このフォーラムで最も話題になったのが、カツオの資源問題であります。無尽蔵と言われたカツオ資源に関し、参加者一同が何かがおかしいと意見を述べ、日本近海でのカツオの不漁と小型化は一過性のものではないとの認識を示したのであります。主催者の黒潮町の下村町長は、全国からこれほどの人たちが集まるとは思っていなかったが、危機感や関心の高さがうかがえるタイムリーなものだったとコメントしております。

本市はカツオ産業に対し、どのような現状認識を持たれておられるものなのか、お尋ねいたします。また、第1回カツオフォーラムで上がったテーマは、大きなものでありまして、一度に解

決できるものではないとして、次回以降のフォーラム開催を承認されておられます。本市も開催市として名乗り出る考えはないのか。そしてまた、カツオ産業の盛んな地域と産学官が集い情報交換を初め、調査研究を継続するカツオ学会を創設することが宣言されましたが、この学会への参加についてはどのように考えておられるものなのか、まずもってお尋ねいたします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 カツオ資源につきましては、9月の議会でも答弁いたしました。日本の水産総合研究センターや中西部太平洋マグロ委員会では、中西部太平洋のカツオ資源は豊富であると考えておりますが、最前線で働く漁業者は、近年の日本近海での不漁と著しい魚体の小型化を実感しているため、カツオ資源の減少を強く懸念しております。

また、地元遠洋カツオ一本釣り船は、出漁日数は60日に及ぶ長期化にもかかわらず、漁獲量が少ないため経営状況は非常に厳しい状況でございます。このような状況の中で、高知県黒潮町で黒潮町主催のカツオフォーラムが去る10月31日に開催され、気仙沼から沖縄まで約150名の関係者が参加して、カツオ危機に議論が白熱したとのことであります。

またこのフォーラムでは、日本人とカツオの上手な付き合い方を探るためのカツオ学会の創設などを盛り込んだ宣言も採択されておりますので、本市においてもカツオフォーラムを開催することなども検討し、カツオの危機的状況を枕崎から情報発信していけるよう努めます。

さらに本市が加入しております、カツオ・マグロ対策協議会や水産都市協議会、特定第三種漁港市長協議会、全国水産都市3団体連絡協議会等でもカツオ資源に関する議論を深める必要があると思っております。

17番立石幸徳議員 私の今回の一般質問は、さきの9月定例会の一般質問と重複する部分もあるんですけども、その9月議会以降、このカツオを取り巻く課題・問題が急激に危機感が高まってきているという認識のもとに再度本市の対応をお尋ねしていきたいわけであります。確かに市長が幾つか挙げられました各組織もでございますけれども、カツオそのものを真正面から据えた今までの取り組みというのは、やや薄かったんじゃないかという認識を持つわけであります。

今、国際商品といわれるカツオが、一体どういった状況にあるのかとまず、国際商品になっているカツオをどういうふうにとらえているのかを踏まえて、この課題を掘り下げていきたいわけなんです。世界の海洋が漁場確保の争奪戦となってきたのは、1977年に200カイリ経済水域の設定をアメリカが導入して以来であります。このことによりまして、世界で最もカツオ、マグロが豊富な中西部太平洋においても、漁業国と島諸国との協定、入漁料などの交渉の連続でもって今日まで漁場確保がなされてきております。

特に、赤道に近くカツオ、マグロの好漁場に恵まれている8カ国、パラオ、ミクロネシア、マーシャル、パプアニューギニア、キリバス、ソロモン、ツバル、ナウルのこの8カ国は、日本などの遠洋漁業国と交渉する場合に8カ国が共同でもって対応しようという、いわゆるナウル協定を締結しております。我が国でも海外まき網漁業が制度化され、北部のまき網漁業や遠洋一本釣りからの転換がなされた関係で、我が国の海まき船は歴史的に言いますと1976年の5隻から97年の35隻までふえてまいりまして、この35隻が今日に至っているわけです。

そして、1980年代に中西部太平洋にアメリカ船を初め、83年に台湾、87年が韓国、90年にフィリピンがということで、まき網漁業へ一斉に参入してきております。こういうことから国際会議の必要性や国際条約締結が必要になってくる中で、表舞台の会議の議論とは別に水面下では、例えば台湾が島諸国に接近して、島諸国自身の漁業開発計画を進めたり、フィリピンやインドネシアは、地の利を生かして固定式のパヤオ、つまり木や竹でつくった魚を集める集魚装置、こういうものを設置して、大々的にカツオ・マグロ漁業の振興を図ってきたわけであります。特にフィリピンは、後の山川の関係で質問もいたしますが、隣のパプアニューギニアに進出して、カツオ・マグロ漁業の発展に力を注いでいるわけであります。

私が今、るる申し上げているのは、中西部太平洋におけるカツオ資源の争奪戦という状況が幾らかおわかりいただけたんじゃないかと思います。8カ国のこのナウル協定の締結をしているPNA諸国は、総数を205隻の隻数管理。このナウル協定加盟国の漁場には、漁船は205隻しか認めないと。これは9月議会でも水産商工課長が答弁説明されているところでありまして、これに加えて2007年12月1日、ちょうど2年ほど前から隻日数制限という制度導入をやり、完全にこのことによってこの一帯の資源に当たっては島諸国が指導権を握ったわけでありまして。

こういう背景がありまして、我が国の海まき船も隻日数を制限されるとどうしても漁船を大型化しなければならない。このことについては、9月議会でも私も説明しました。本年度に入りまして83福一丸、枕崎港にも入港いたしましたけれども、それに続きまして第7わかば丸、そして本年3隻目の大型船第2ふじ丸。これは先般、山川に1,100トンの水揚げをした大洋エーアンドエフの会社でございますが、この会社の第2ふじ丸が先月進水式を行っております。

この進水式の席上で大洋エーアンドエフ社長が、後続の新船建造が続かないと3隻の新船だけでは南方の漁場では戦えないと南方漁場の問題を提示しております。南方の漁場で戦えないという非常に過激な表現までせざるを得ない、そういった我が国の状況になっているわけでありまして。

そこで、欧米、台湾、中国などと比べると国を挙げて経済援助をし、長期的に漁場を確保している各国に比べて我が国はどうなのか。そのためには、南太平洋漁場確保機構というような組織を立ち上げて、政官民一体となって南方の漁場で戦っていききたいと。国益、国策による政府支援のもとで関係者の一致協力と呼びかけておられます。

さらに海まき協会の島会長も同様に、かつおぶしの原料としての資源の持続的供給を確保するために、強力な政府の支援のもとに漁業者、加工業者、市場流通業者、そして消費者を含めて連携して立ち上げなければならないという見解を出しておりますが、こういったことについて本市も積極的に対応すべきであると考えておりますが、見解をお尋ねいたします。

南田敏朗水産商工課長 中西部太平洋におけるカツオ資源は豊富であると言われておりますが、東部太平洋漁場で操業していた米国船籍のまき網船が東部太平洋漁場が不漁のため、中西部太平洋沖に漁場を移して操業しており、中西部太平洋域の漁獲努力量が強まるばかりでカツオ、マグロ資源の状態は楽観視できる状況にはないという研究者の意見もございます。

このような状況の中で、台湾系資本は島諸国に対してカツオ資源の見返りに積極的に投資や援助を行い、関係強化に努めながら大型まき網船で操業しており、今後も中国を含め、多くの大型まき網船が操業するとの情報もございます。日本の漁業関係者は、島諸国との関係強化や現地化で大きくおくれをとっているということは今、議員から御指摘のとおりでございます。今後の島諸国経済水域内での操業が継続できるかどうか、漁業者も非常に不安を感じるところであります。

中西部太平洋のカツオ資源を強く憂慮している我が国の水産関係者が協力して、長期的展望に立ち、資源と漁場確保のための戦略的対策を講じる必要もでございます。枕崎市漁協や水産加工業協同組合等協力しながら県や水産庁に対して、中西部太平洋マグロ委員会等で世界的なカツオ資源の科学調査と漁獲努力量の抑制を強くアピールするよう要請しますとともに、今、御指摘がございましたことにつきましても情報等とりながら積極的に取り組みを展開していくようにしてまいります。

17番立石幸徳議員 私は、本市におけるカツオ産業というのは、基幹産業中の基幹であるという認識のもとに、この部分がいろんな意味で崩れていくとなると一大事だなという認識を持つわけです。しかしながら、それは決して単に絵そらごとじゃなくて、非常に現実味を帯びてきつつあるんじゃないか。場合によっては、日本の遠洋漁業そのものが成り立つのかと。もう島諸国は自分の漁場には簡単には入って来れないような状況が生まれつつあります。

そういう視点からどうしても国策としてこういうものには対応していかないと各国の事例を持ち出すまでもなく、ECあるいはその台湾、中国と比べると日本のこの中西部太平洋における対

応は非常に生ぬるい。そこへ持ってきて早速来年からこの海まき協会にも大変な課題が出てきております。今まで操業禁止期間であった8月、9月が、さらに1カ月延びて3カ月間がいわゆるさっき言ったパヤオを使った木付の群れをとることは禁止されております。

それから今、日本がやっているポケット公海ということで島諸国の200カイリのエアポケットになっているところでの操業も来年から禁止されていきます。こういったいろんな条件を一つ一つ挙げている時間はありませんけれども、とにかく大変な状況がこのまき網業界にも押し寄せてきているということでありまして、したがって、海まき協会の会長も来年はこのことに対して何らかのアクションを対外的に起こさないとこの業界が商売として成り立つのかと。そういった危惧までいたしております。

そこで本市と同様、かつおぶし生産の有力産地でございます指宿市山川町の対応を参照いたしますと、山川町漁業協同組合が日本の水産大手極洋とフィリピンの水産大手フラベルと提携し、南太平洋のパプアニューギニア沿岸でカツオ漁を始めることになりました。このことにつきまして山川町漁協参事は、南太平洋には日本だけでなくアメリカ、韓国、中国、台湾、フィリピンなどのまき網漁業が操業していると。そして競争が年々激しくなってきた。諸外国では入漁料を支払うのに加え、パプアニューギニアなど沿岸諸国に缶詰工場を建設するなどの経済支援をしており、もはや入漁料を支払うだけでは有望な漁場を確保することが難しいと。したがって、かつおぶし原料の安定確保には操業許可を得ている海外資本と提携したいと説明しております。

具体的には、山川町漁協が水産会社極洋を通じてフラベルの船1隻を用船するという関係。これは先ほど紹介しました大型船760トン型第7わかば丸の被代船になりました第8わかば丸を用いてこのパプアニューギニアで操業するというスタイルで、このことにつきましても水産庁の事業のもとにこういったスタイルが取り組まれているわけです。

山川町の漁協では、海外企業と組んだ漁業が難しいことは承知しているけれども、しかし今や南太平洋地域には世界中の漁船が集結していると。今日漁場を確保しておかないと5年、10年先にはこの海域には入れなくなる恐れもあるという考え方で国際競争に備えております。

本市におきましては、こういった点での取り組み、あるいは将来見通しについてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

南田敏朗水産商工課長 さっきの御質問でも答弁いたしましたし、今、議員の御指摘のとおりでございますが、北緯20度以南のカツオ漁業の主漁場となっている南太平洋諸国では、近年台湾など日本を除くアジア資本が大量に投入され、現地船籍となった多くの大型まき網船が大量にカツオ、マグロを漁獲しております。日本は現地化におくれをとっているところでございます。このような中で山川町漁協は水産庁のもうかる漁業創設支援事業を活用いたしまして、日本の大手水産会社を通じてフィリピンの大手水産会社の船を用船いたしましてパプアニューギニアで操業、そして漁獲したカツオの半数を輸入するというところでございます。

一方枕崎では、ミクロネシア漁業公社と合併会社を設立した漁業者がミクロネシアの200カイリ水域内で操業するミクロネシア船籍の漁船が漁獲した全量を枕崎港へ輸入する協定を枕崎市漁協と結ぶ運びとなっております。民間レベルでの対応が進んできているところでございます。本市のかつおぶし用のカツオ原魚は、主に海外まき網船や冷凍輸入運搬船により安定確保されてきておりますので、将来性を含めまして、今後のこのような状況を踏まえまして枕崎市漁協や水産加工業協同組合などと連携して国際課題に取り組んでまいります。

17番立石幸徳議員 今後のこの遠洋漁業の推移といたしまししょうか、見通しをする中で、私は例えば実質的には日本の船なんだけれども船籍は外国に置くとか、そういう非常に目まぐるしい国際化の中で一体どこの国の船なのか、わけがわからなくなるような状況になっていくだろうと思うんですね。そうしないと実際操業、漁獲できないわけですので、そういうことになってまいりますと本市としてもとにかく原料確保に当たっては、いろんな観点から早急な対応が必要にな

ってくると思います。

先般、今月18日から4日間、先ほども申し上げました大洋エーアンドエフのふじ丸が山川漁港外港に1,100トンのカツオを水揚げいたしました。山川の方におきまして、この760トン型の海まき船水揚げは、山川港初めての水揚げとなっております。山川にいたしましてもこれまでは国内まき網船の350トン型しか入港できなかったわけなんです。それは本市と同様、山川漁港の構造といいましょうか、港の深さが足りないということに原因があるわけなんです。これにおきまして山川漁協の方は、鹿児島県の方に航路筋のしゅんせつを陳情いたしました。これを受けて鹿児島県が山川港周辺海域を延長約1.5キロ、幅100メートルにわたって8メートルに掘り下げの工事がなされております。そのことによりまして海まきの大型船入港ができるようになったということなんです。

全く同様の課題を持ちます枕崎漁港。この整備につきましてもさきの9月議会で少しはお尋ねいたしたわけなんです。その9月議会の時点での本市の件に対する要望事項は、現在の水深マイナス8メートル岸壁の荷さばき場100メートルをマイナス9メートル岸壁の200メートル荷さばき場にしてほしいと。それから外港入り口周辺が浅くなっている。この部分をマイナス9メートル以上の深さにしてほしいという本市からの要望がなされたということです。

それについて9月議会での課長答弁は、その海底の土質、あるいはその荷さばき場の下の質を調査してみないと事業費が積算できないので調査して、その調査結果が10月から11月ごろには出るであろうという答弁であったわけなんです。この調査結果はどうなったのか。その後、本市漁港の整備に当たっての具体的な取り組みについて答弁をいただきたいと思います。

南田敏朗水産商工課長 枕崎漁港の整備計画につきましては、今、御指摘のとおり9月議会でもお答えいたしました。760トン型の大型まき網船が安心して枕崎港に入港できるように、マイナス9メートル岸壁の早急な整備について県知事あてに要望いたしまして、これを受けまして鹿児島県では水産庁と協議しながら事業計画の策定作業を行っているところであります。漁港整備の事業費や事業量及び年次計画等が本市にも示されまして、意見聴取も行われたところでございます。

これにつきまして、具体的に申しますと事業量の泊地しゅんせつが7万1,500立米、航路しゅんせつが4万立米、それから底質が岩と砂ということでございまして、岸壁200メートルを改修いたします。この事業費について今、示されている事業費が19億円でございます。このように本市に示されましたが、今後、鹿児島県では水産庁とさらに協議を重ねてこの事業計画の策定の決定手続を行っているところでございます。漁港整備事業計画で定められ次第、本格的な調査や測量を行いまして、詳細設計を実施しまして岸壁の整備を行う予定でございます。

17番立石幸徳議員 具体的な整備計画も提示をされているようなんですけど、まずここへきて地元負担金がこういった形でなされていくのか、それとこの9月議会では22年度から早ければ着手できるだろうという答弁になっているんですが、今、御承知のように新政権のもとで事業仕分けという、そのいろんな予算編成の以前にそれぞれの事業をすべてチェックしておられますが、この辺の関係で今、水産庁と協議中の本漁港の整備計画、見通しとしてどうなるのか。特にその地元負担金の捻出に当たっての本市の財政計画上の対応というものについては、こういった検討がなされているのか、もう少し詳細にお答えいただきたいと思います。

南田敏朗水産商工課長 今、県並びに私どもと水産庁と協議している中では、早ければ答弁しましたように22年度中でございますが、いろいろな事情がございまして23年度以降になる可能性もございます。この事業につきましては、9メートル岸壁のほかにマイナス6メートル岸壁のエプロン部分の改修工事とかも含まれておりますが、9メートル岸壁だけで申しますと先ほど申しましたとおり整備費が19億円、事業年度が私どものところでは22年度から31年度で示されているところでございますが、これが1年おくれる可能性もあるという情報を得ているところでござ

ざいます。これに伴う本市の負担金でございますが、19億円に対して約2億円の地元負担が必要というふうに示されているところでございます。

17番立石幸徳議員 いち早く取り組んでいただきたいのは、マイナス9メートル岸壁部分になっていくんですが、この課長から説明をされているマイナス6メートル部分を含めた事業に取り組むとなると、その総事業費は幾らぐらいになっていくわけなんですか。

南田敏朗水産商工課長 これまでの平成14年度分を含めると約34億8,500万でございますが、平成21年度分から考えますと約24億3,700万ぐらいになります。

17番立石幸徳議員 いずれにしても、このマイナス9メートル部分については、1年おくれる可能性があるとかいうようなことじゃなくて、これは産地間競争を見つめましたときに、どうしてもスピードアップ、早くしていただかないと枕崎の入港がそれだけ難しいと、困難だということになると当然船は別な港に行くわけですので、その辺については頑張っていち早く整備ができるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、その整備をする際の、今、話題になっている直轄事業費に関する負担金の問題と言いましょうか、課題なんですね。これはもちろん本漁港は直轄事業ではございませんけれども、例えば大阪府、新潟県、そういったところが国に対して公共事業の直轄事業の地元都道府県負担金を廃止せよというその言い分の中に、まず、みずからが都道府県自体が各市町村負担金は取らないので国の方も直轄事業に関しては、都道府県負担金はすべきじゃないという立場に立って、各知事さんがいろいろと申し上げているわけですね。そういう中で私は、これもある意味でかなり困難性を伴う部分もありますけれども、こういった今、現況の公共事業のあり方というものを見ると、この本市の漁港整備も地元負担金というものなんかは何かいい対応の仕方があるんじゃないかと思うんですが、そういった点については地元負担金はなしというような非常に喜ばしい対応の仕方というのは考えておられないもんなんですか。

南田敏朗水産商工課長 枕崎漁港は御承知のとおり特定第三種漁港でございます、鹿児島県が管理する漁港でございます。整備計画は先ほども申しましたとおり、鹿児島県が水産庁と協議して策定いたしまして、整備事業も鹿児島県が事業主体となって整備しているところでございます。事業費につきましては、国は漁港漁場整備法に基づきまして事業主体である鹿児島県に対して負担金や補助金を出しております。

一方、枕崎漁港にかかわる本市の負担額につきましては、鹿児島県が本市からの事業要望を受けまして事業実施の内容等、負担額について事前に本市と協議を行いまして本市の意見を聞いた上で、地方財政法第27条に基づきまして県議会の議決を経て決定されているところでございます。鹿児島県では、漁港整備事業を含め、県営事業にかかわる市町村の負担金を廃止するという動きは今のところ聞いておりません。

枕崎漁港整備事業にかかわる本市負担金の廃止や見直しについて、鹿児島県へ要望するということは今のところ考えておりません。ただ全国市長会で国の直轄事業負担金、都道府県事業負担金の抜本見直しについて全国知事会へ要望書を提出するなどの動きがございますので、県営事業負担金の抜本見直しにつきましては、今後の情勢を見ながら水産商工課だけでなく、関係各課と連携して取り組んでまいりたいと思います。

17番立石幸徳議員 ぜひ、こういった本市にとっては地元負担金という意味では、本市漁港の整備事業というのはある意味で際立った事業ですので、先鞭をつける意味でも、そして時流に乗ったそういった立場からも、今、市長会が知事会にいろいろと物申しているということですので、これを強力に推進していただきたいと思うんですよ。そうでないとやはりその財政が厳しい中で残念ながらその財政事情によって地域産業、本当に枕崎の命綱と言われるカツオ産業は、なかなかその振興ができ得ないということは私どもも残念ですので、いずれにしても負担金が発生するということは覚悟の上であっても、やはり言うべきときには言っていくと。それ

が今、絶好のチャンスじゃないかと思っていますので、この件も確認させていただきました。

かなり時間を残しましたが、最後の質問項目になります。人事院勧告について通告してございました。本市の本年度の対応は既に議案も提示されまして、それから関連予算案。こういったものも委員会審査がなされたわけです。それらの経過を踏まえて、一般質問をしてまいりたいと思うんです。

まず、これまでのそのもろもろの議会審査の中で、執行部の方からよく国や政府からの通知、通達、あるいはその勧告等についてはきちんと対応して実施していかないと本市は財政的に余裕があると見られて、場合によってはペナルティも課せられることがあると。こういう議会審査の中で執行部説明がなされることがあるんですね。

そこで今度のこの本年度の人事院勧告の中で初日本会議でも紹介いたしましたように、住居手当廃止がきちんと勧告されております。既にこの関連法律も衆議院を通過し、おそらくきょう、関連法律も参議院でもって成立していくと考えているんですけれども、このことについて本市が勧告どおり実施しないということになりますと財政上どういった関係になっていくのか。

つまり、その具体的に申し上げますと自治体の人件費というのは当然、地方交付税の算定に当たりまして基準財政需要額にカウントされていくわけでありまして。しかしながら、その国が認めていない住居手当を今後、本市の人件費として需用額として申請することができるのか。あるいはそのことについて、交付税措置算定上はこういった対応がなされてくると予測されますか。この点について教えていただきたいと思っております。

今給黎力財政課長 人勧の交付税の関係ですけれども、今回、人事院勧告がなされたわけですけれども、これにつきましては今回の交付税についての再算定等については、今のところまだ国から何も言ってきておりませんけれども、来年度に向けてはそういった今回の人事院勧告の内容を踏まえた給与算定等がなされるものと考えております。

17番立石幸徳議員 説明がちょっと漠然としているんですけれども、はっきり申し上げて交付税を算定する際に本市が支給している、これから続行していくとすれば、この住居手当に関する部分。平成21年度5号補正では1,448万6,000円ありますよ。この部分は交付税上算定されない。つまり交付税として返ってこないわけですよ。そういう理解でよろしいんですかね。

今給黎力財政課長 交付税につきましては御承知のとおり、標準的な財政規模に基づいていわゆる交付税措置がされる、いわゆる基準財政需要額が基本になって交付税されるわけですから、標準的な水準ということで位置づけをされるということで、個別の各市町村の給与費の内容について個々に内容を提示する状況ではありません。

17番立石幸徳議員 今の説明は、ちょっとまだ正確を私は期していないんじゃないかと思うんですね。国が認めないという給与手当について、交付税措置がなされるはずがないじゃないですか。そうしますと、結果的にこの住居手当を本市が支給していくということが続けますと当然、ありていに言えば単独事業。この住居手当部分については、本市単独で本市の手出し、自腹でもって支払っていくということになりますよ。

国が支給する必要がないというものを本市が単独で市職員に住居手当を支給していくんだという必要性はどこにあるんですかね。

今給黎力財政課長 地方交付税については、いわゆる標準的な基準に基づいて各市町村に交付されるわけですから、いわゆる一般財源として入ってくるわけですので、その中の用途についてはいろいろ国の基準と違うやり方とか、給与の格差が違ふとか各市町村によってあるでしょうけれども、交付税自体はその標準的な財政基準に基づいて交付されて、あと一般財源化されて、それが歳入として入ってくるということで御理解いただきたいと思っております。

17番立石幸徳議員 私の尋ねている説明と、また前段の説明を財政課長の方からしていますが、その部分については今、財政課長が言われる標準的な部分というものについては当然、国は

住居手当はもう認めないと言っているわけですから、標準も何もない、標準には入らないことは当然わかりきったことじゃないですか。ですからその点については、一応きちっと整理していただいて先ほどの質疑になります、国は支給する必要はないですと勧告しているものを本市が単独で支給する必要があるんだということやろうとしているその必要性を聞いているわけです。私は。

久木田敏総務課長 整理して申し上げますと人事院は確かに今回の勧告で廃止する勧告を出しております。本市では、持ち家に係る住宅手当は月額2,500円を年数制限なしで支給している状況で、国・県に準じる方向でこれまでも廃止という方向で組合との協議も重ねてきているところですが、一方、県の状況を見てみますと18市中、委員会の中でも御答弁申し上げましたが、17市が……（「いえいえ、質問に答えてください」と言う者あり）はい。今、答弁しているところです。17市がまだ廃止という状況にございません。県も人事委員会は労働基本権の制約の代償措置として設けられているものでありますので、職員に対して適正な処遇をすると、確保すると、そういうこと等が重要であるということから、まだ廃止の方向にないという状況でございます。

そういう状況の中で、今、御質問のことにつきましては、私どもも確におっしゃるとおり、そのような方向で廃止という方向で考えておりますけれども、これもなかなか地域の実情に照らすとか県下の状況を見るとか、いろんな職員の立場もございまして、今、その点については組合と精力的に協議を詰めているところです。本会議の中でも副市長の方から申し上げましたとおり、来年4月に向けて協議を進めていくという考え方であります。

17番立石幸徳議員 こと、答弁がちょっとすれ違っているような感じを持つんですけどね、私、手元に人事院月報なるものを2009年、本年9月号を人事院から出されている人事院勧告特集号という小冊子を持ってまいりました。その中の一番最初に人事院総裁が本年21年8月11日に公務員の給与改定の勧告に当たってということが一番最初に書いてございます。130ページあたりの冊子の中で第1ページ目の、しかもこの人事院総裁の文の7行目ですよ、7行目。最初の文の7行目、自宅にかかわる住居手当の廃止を行うことといたしました。住居手当廃止というのは今度の勧告の中でも瑣末なその部分的なことでも何でもありませんよ。大きな基本的な勧告に当たる部分なんです。しかもこれは前の議会でもいろいろ質問いたしましたけれども、突然出てきたものでもありません。2008年の検討の段階から2009年度には全面廃止しようということが検討されて、ようやく本年廃止に至ったわけですね。

そこでもう1回返りますけれども、国が支給必要なしと言ったものを本市が支給していくということについて、その財源的なものもこれは交付税が財政需要額として算定されないというものを市民がどうとらえるかということですよ。ありていに言えば交付税措置されない財源はどういう形でこの住居手当というのは、どこにかぶっていくことになるんですか。

私がしつつくお尋ねしているのは、この人事院勧告なるものは新政権のもとでは場合によっては来年度からはもう人事院勧告そのものをやめようということさえ検討されております。そういたしますと、仮の話はあまりしたくないんですが、来年度から人事院勧告なしということになりますと、今まで積み残されてきた課題、本市の通勤手当もそうですけれども住居手当なんか今後何ら協議の場が上がっていかない。このまんま棚上げされる恐れも出てきますよ。はっきり申し上げてそういったことでは私は市民はたまったもんじゃないと思うんですけどね。この件について、お答えをいただきたいと思えます。

中村秀雄副市長 先ほども総務課長が答弁いたしました、うちの賃金改定等については、人事院勧告に準じて今までもやってきました。したがって今後、各市の状況もありますけれども、私たちのスタンスとしては、その住宅手当については見直すんだということで、職員団体とも鋭意協議していきたいと思っています。ただその人事院勧告制度を廃止された場合のことを云々言っていますけれども、それについては市内の賃金状況等に応じて双方で協議していくことでしょ

うから、私たちとしてはその枕崎市内の賃金の状況とか、そこらあたりを十分、いつになるかわかりませんが、その廃止されるのがですね。そういったことで十分勘案して交渉していくわけですから、それが棚上げになるというようなことについては全くないと思っています。

久木田敏総務課長 一つだけ質問者の数字のことについて御確認をさせていただきたいと思えます。住居手当について1,448万6,000円という内容がありましたけれども、これについては全手当でございまして、自宅にかかわる住居手当、その部分については全会計で432万円でございます。

瀬戸口嘉昭市長 議員からるる住居手当の廃止について指摘がございまして。人事院勧告によっている本市の制度ですから、これに従ってするのは市長の務めであろうと思っております。ただ先ほどから財政課長等が答弁していますように、基準財政需要額等のそのいわゆる交付税措置とそれからこのことが支給しなかったために直接響くかどうかということについては、また別の問題でありますし、支給のことについてはやっぱり県のヒアリングがあることから、大変いろんな問題で引っかかっているのは、指摘があるのは毎年のことです。

ただ支給していく必要があるのかというような申し方ですけども、これは今言ったように国の勧告を市長としてきちんと守っていくと。ただ、今のところ一生懸命協議させましたが協議が整っていないので、この前答えましたように早急に解決を図っていくという姿勢であります。

17番立石幸徳議員 時間もないので、最後にこの意見だけ申し上げさせていただきますが、あくまでも市民はそういった国が支給する必要はないと言ったものをなぜ私も市民が市職員にそういった手当をやるようなことを市民としては、私は決して許さないとしますよ。

畠野宏之議長 立石議員。一般質問であります。一般質問です。（「ですから意見を言っているんですよ」と言う者あり）討論になっておりますから。この件につきましては、もう過日の総務委員会で可決されたものです。（「議長、おかしいですよ。ちょっと待ってください。意見を言っているんですよ」と言う者あり）一般質問ですから。（「ですから一般質問中、なぜ意見を言ったらいけないんですか」と言う者あり）この件につきましては、さきの総務委員会で可決された案件でありますので。（「いやいや、委員会が可決したって住居手当のことについては可決していませんよ」と言う者あり）全会一致ですよ。（「いや、議長おかしなことを言わないでください。意見を申し上げているわけです。住居手当のあるべき対応について。それをどこで可決したんですか」と言う者あり）先ほどの米倉議員と一緒に……（「何が一緒なんですか。全然違いますよ」と言う者あり）私には同じように見えます。（「いやいやそれは議長がそう見ても私は思いませんから。これは意見ですよ。総務委員会で住居手当をやらなくてもやってもいいというのを可決したんですか」と言う者あり）人勸にかかわる部分について、過日の総務委員会で（「人勸にかかわる部分は、ただそのかかわる部分が提案されただけですよ。住居手当について何の提案が出されたんですか」と言う者あり）その中に全部網羅されているじゃないですか。（「いやいや違うんですよ、今から4月に向けて検討すると言っているんですよ。今、休憩中ですからいろいろランダムに言っていますけど」と言う者あり）休憩中じゃないですよ。（「いや議長おかしいですよ。住居手当について、どこでいつ一体可決したんですかね。それを私に教えてください。当局は4月に向けて協議していくと言っているじゃないですか。今後の問題ですよ」と言う者あり）意見要望ですね。（「意見の途中で議長の中で発言がありますから言っているわけですよ。意見を言っていていいですかね。再開していいんですか」と言う者あり）どうぞ。

17番立石幸徳議員 ですから、市民はこういったことを決して私は許さないというそういった確信のもとに意見を申し上げておきたいわけでありまして。終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時21分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

12番豊留榮子議員 皆さんお疲れさまです。私は、日本共産党議員団の一員として住民の暮らしと福祉を守る立場から、一般質問してまいります。

最近、お二人の方から同じような状況のお話をお聞きしました。お一人の方は家族のいないお姉さんを世話している弟さん。お姉さんに認知症の症状が出始め、尿失禁が見られるようになったので、今の施設には居られなくなった。特別養護老人施設はいっぱいだというし、どうしたものかももう一度施設に相談に行くのだと言われていました。

そして、もう一人の方は、やはり家族のいないお兄さんを世話している妹さんです。退所を迫られて悩んでいました。御自身も仕事や家族があるので、自分がみることはできないと言います。以前に市外に施設が見つかったが、お兄さんはこの枕崎を離れたくないと言って断ったと言います。それこそ今、多種多様な施設があるにもかかわらず、年をとってから安住の場所を探すのは、本当になかなか容易ではなさそうです。このお二人のお話は、決して他人事ではありません。

そこで、まず医療問題から子供の医療費無料化について、お尋ねしていきます。子供の医療費無料化は将来、安心して子供を産み育てられる社会への課題だと考えます。子供の医療費無料化の拡充を目指して、質問を続けてきました。児童福祉法第2条「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定しているように児童福祉法の対象は18歳未満です。

本来なら高校卒業まで無料にすべきと言いたいところですが、南九州市が9歳未満まで、そして南さつま市は来年1月から小学校入学前までの無料化を実施します。このような中で、本市でもまずは小学校入学前までの子供の医療費を自己負担のない完全無料化の実施を行っていただきたいと思うところです。

この12月議会が市長の任期最後の議会です。9月議会において市長は、直ちに無料化の拡充までは考えておりません。「ただ、少子化がこのように急激に進む中で、子育て支援は重要な課題だと考えている。財政状況等を見ながら判断していく」と答弁されました。

本市で小学校入学前までの子供の医療費を無料にするのに必要な額が約630万円ということですから。市長は、この任期の中で小学校入学前までの無料化を実現する考えはないのか、まずお尋ねいたします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 9月議会でもお答え申し上げましたが、子育て支援は少子化や子育て等、こういうことを支援するために、極めて重要な課題だと考えております。ただ、子育て支援のための施策を実行するためには、その制度が長期的に持続可能な制度とすることが肝要であると考えておりますが、小学校就学前までの完全無料化の場合の助成金額は、概算で総額約3,000万円程度と試算されておりますことから財源等を含めて検討し、今後、要望に沿っていけるようにしたいと考えているところであります。

12番豊留榮子議員 市長は、なかなかはっきりしたことをおっしゃらないんですが、市長の任期もあと数えるほどなんですよ。そこで厚生労働省の乳幼児医療費に対する公費負担事業実施状況というのがあるんですが、それが2008年4月1日、これによりますと外来についての助成対象を就学前以上とする市区町村数が1,561で、全市区町村数の86.1%に達していると言います。

そして2001年4月の20%と比べて大幅に増加しているということです。そして2008年4月現在では、中学校卒業まで助成する市区町村は外来で235自治体、入院では309自治体となっております。子供の医療費無料化は、その後もさらに広がっているところです。

国の制度として入学前までの医療費の無料化が確立されますと、自治体はその分の負担が軽減されるわけです。ですから、この自治体が小学校卒業ではなく中学校卒業までの無料化の実現の可能性が広がっているということなんですね。18歳、高校卒業まで対象とする可能性が広がってきていると言います。

市長としては子供の医療費の無料化について、今後、どのような方針をもっておられるのか、その辺のところをお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 今、お答えいたしましたように、できる限りそういうことは進めてまいりたいということでありまして、今の議員の要望があったように、そのように沿っていけるように最大限の努力をすると申し上げておりますので、そこはおわかりいただけるものと思います。

12番豊留榮子議員 市長が、現市長の時点で公表するという場面はもうないわけですね、任期が来ますから。なぜそこで、どこまでできるのかということが公表できないのか。それはなぜですか。

瀬戸口嘉昭市長 なぜということではなくて、私としては御質問のとおりやりたい。ただ長期的にずっと持続可能なものであるように責任を持ちたいということでありまして、そのように申し上げたわけでありまして、そのようにしていきたいと思っております。

12番豊留榮子議員 お母さんたちの声は、何が一番あれかといいますと、子育てにかかる経済的な負担を軽くしてほしいというのが大多数の声なんですね。これは市長、しっかりと皆さんの声を受けとめていただきまして、方針を出していただきたいと思うところです。

次に、県の所得制限ですが、県は所得制限をつけて助成すると言っているんですが、本市では所得制限をつけないということで確認してよろしいでしょうか。

白澤芳輝福祉事務所長 所得制限の導入につきましては、その影響額、対象者、他市の動向等を庁内で検討した結果、所得制限は導入しないということで今回、条例改正をお願いしてあるところです。

12番豊留榮子議員 わかりました。次に、国民健康保険税についてお尋ねいたします。この国保税の引き下げなんですが、全日本民主医療機関連合会がことしの3月に発表されました2008年国保死亡事例調査では、国保の加入世帯の中で経済的な理由によって受診がおくれて死亡に至ったと考える事例が、昨年1年間だけで31件あったと報告されています。

また、短期保険証を持っていたにもかかわらず亡くなられた方が13件、42%ありました。短期保険証は、正規の保険証に比べ有効期限が短いだけで、窓口の一部負担金の割合は同じ3割負担です。この短期保険証が発行されているということは、保険料の滞納があるからです。これが保険料の払えない人々にとって、窓口での3割負担がとても重くのしかかり、受診をも妨げている自治体をこれらの事例は告発しています。

枕崎市においても住民の皆さんが口をそろえて言われるのが、国民健康保険料が高いということです。それでもほかの支払いは後回しにしても国保税だけは納めておかないと病気が怖いからと言われます。多くの方が滞納に至らないにしても無理をして納めているのが現状ではないでしょうか。この市民の負担を軽くするためにも国保税の軽減が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 国民健康保険税は、被保険者の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきまして、それぞれの歳出から国、県、社会保険診療報酬支払基金等の補助金等を差し引いた金額を国民健康保険法や地方税法に基づき算定するという目的税であります。医療費の歳出が年々増加している状況にありますので、国等の補助金等の大幅な増加がない限り、国保税の引き下げは困難な状況であります。

瀬戸口嘉昭市長 ただいまの御質問の中で、国民健康保険税が枕崎市は高いというのは実感として言われる分には構いませんけれども、前から申し上げておりますように、改めておわかりい

ただきたいんですが、18市の中で低い方から2番目が枕崎市でございますから、実感としてはそうかもしれませんが、実態として枕崎市は18市の中で2番目に低いということは御理解いただきたいと思います。

12番豊留榮子議員 それはわかっているんですが、市民の方の実感としては高いんですよ、所得に比べて。その高い国保料の問題は、貧困と格差の深刻なあらわれとして、テレビや新聞なども取り上げる社会問題となっています。現在の国保料が住民の支払い能力を超えていることから、多くの国保の滞納者が払いたくても払えない状況に置かれているのではないのでしょうか。

国保料をだれもが払える水準に引き下げて、安心できる医療制度をつくるべきだと思うんですが、市長の見解をお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 やはり市政をあずかる者といましては、市民がなるだけ困らないような方針で最大限の努力をすべきであるし、今までもしてまいりました。今後ともそういう努力をしてまいります。

12番豊留榮子議員 市長は、県下で枕崎の国保の料金は下から2番目だと。そんな高くはないんだと、県下で比べると。でも市民の実感としては、県全体がそうであったにせよ、自分の所得から比べたら国保料が高いというのが実感なんですね。その辺のところは、市長はわかっていただけますでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 先ほどもきちんと申し上げたと思いますが、実感としての部分と現実に努力して……、例えばある市などは、1人当たり47万5,700円という高いところもあるわけで、本市はその中で33万3,500円と努力していると。そういうことは、きちんとわかっていた上で議論していただかないと必要な国民健康保険の総額というのは、どうしても支出しないとしないわけでありまして。その中で結局、国保の医療費がもし皆さんで私どもも含めて努力して安くできるものなら、私は1円でも安くしたいという方針でありますということをお答えしているわけでありまして。

12番豊留榮子議員 すべての世帯に正規の保険証を交付する考えがないかどうか、お尋ねいたします。これは9月議会の牧議員の質問に資格証明書の発行が8月末で15世帯、短期保険証の交付世帯で保険証を取りに来ない世帯が87世帯あり、そのうち15歳未満の子供のいる世帯が8世帯18人いるということでしたが、この保険証を取りに来ない世帯の事情は把握しているのでしょうか。15歳未満の子供もいるということですが、この生活の苦しい人からの保険証取り上げは、国民健康保険法の本来の趣旨に反することでもあります。保険証を取り上げるということは医療まで取り上げるということです。

こんな非情な行政を行っている国は、ヨーロッパにはないと言います。フランスでは生活苦などで公的医療保険に入れない人は、普遍的医療給付という制度を通じて無償で医療が提供されます。ドイツやオランダでは失業などで保険料が払えない人は、国が保険料を拠出し公的医療保険に加入できるようにしていると言います。このすべての世帯に正規の保険証を交付すべきだと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 詳しいことは担当課長の方からお答えさせますけれども、国民健康保険税の収納の確保ということは、国民健康保険事業を運営していく上で不可欠のものであるとともに、被保険者間の負担の公平を図る上で非常に重要でございます。市としても被保険者に対しましてこうした主旨を十分説明して保険税の納付に対する理解が得られるよう最大限の努力を努めますとともに、効果的で効率的な収納対策を講じることが重要と考えているところであります。

保険税を滞納している世帯につきましては、より一層の納税相談等の機会をつくりまして、適切な収納に結びつける必要があることから、短期保険証または資格証明書を交付してやっております。しかしながら、交付に当たりましては、機械的に行われることによりまして、被保険者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように適切に運用しておりまして、今後ともそ

のことは十分留意して、今おっしゃったようなことがないようにしたいと考えております。

12番豊留榮子議員 国保証の色分けをするんじゃないじゃなくて、みんなが短期の人とか保険証のない方は、病気になったときにすぐ行かれないわけですよ。まず、国保の担当に相談しなきゃいけない。インフルエンザがはやっておりますけれども、こういう対応などはどうされるんですか。

今給黎和男健康課長 保険証をお持ちでない方というのが、どういう方を指しているのか私にははっきりしないところがあるんですけども、国保に入るべき人で被保険者証をその時点でお持ちでなかった方ということで説明させていただきますが、インフルエンザにつきましては、とりあえず保険のあるものとして取り扱っていいという国の通達も出ておりますので、その後、私どものところに来ていただきまして保険証の発行、交付、加入等の手続をします。特殊な事例でございますが、今後の新型インフルエンザにつきましては、そういうふうな厚生省からの通達が来ております。

12番豊留榮子議員 次に、介護保険にいきます。この介護保険料の引き下げについてですけども、介護保険料については21年度から3年間の保険料が引き下げられました。これまでの保険料基準額が月額3,800円の人で、3年間で1万0,800円の引き下げになりました。日本共産党市議団は、介護保険料が余って積み立てた基金1億6,000万円を使って保険料の引き下げを要求してきました。

その結果、市長は3月議会に21年度から23年度までの介護保険料の引き下げを提案し、実現したところです。低所得者にとっては楽に払える保険料ではありません。3年経過して24年度にはまた引き上げられます。滞納者が3月時点で155名、そのうち介護認定者が3名ということでしたが、その後、滞納者の状況はいかがでしょうか。

白澤芳輝福祉事務所長 ただいまの御質問の滞納者の状況につきましては、今現在の部分についての資料を手元に持ち合わせておりませんので、現在はお答えできません。

12番豊留榮子議員 数は、さほど変わっていないんじゃないかと思えますけれども、介護保険料を滞納している人は、介護の認定を受けたくても受けられない。そして、利用したくても利用できない状況にあるかと思えます。この認定を受けている人でも滞納が1年続くと資格者証を発行され、介護を受けようとするときサービスにかかった費用を全額自己負担しなければなりません。これは国保と同じです。

さらに厳しいのは、滞納が1年6カ月になると介護サービスの一部あるいは全部が受けられなくなると言います。これはだれもが利用できる介護保険にするためにも保険料の引き下げが必要です。市長の見解をお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 平成21年度から平成23年度まで第4期の介護保険料につきましては、介護従事者処遇臨時特例基金の活用と介護給付費準備基金を取り崩して保険料に反映させた結果、第3期の保険料と比較いたしまして、引き下げることができました。

また、他市と比べても被保険者の保険料負担額は低く抑えられていますことから、現時点でも保険料の引き下げは考えておりません。次の改定時期については検討して、今後ともそういう努力をしてみたいと思っております。

12番豊留榮子議員 次に利用料なんですけど、利用料の引き下げについてお尋ねします。そもそも介護保険料が余ったというのは、自公政権時代の介護の取り上げの結果です。さらに4月からの要介護認定の基準を厳しくして、一層の介護取り上げを進めようとしています。介護保険制度が始まるまでは、介護費用の50%を国が負担していたものを25%に減らしました。

その結果、高い保険料と高い利用料となって必要な介護サービスが受けられない人たちが今ふえています。また今回の改定で、利用者の負担がどのように変わったのか、お尋ねします。

白澤芳輝福祉事務所長 4月からの介護報酬の改定は、各サービスによってまちまちでありますけど、平均3%ということで利用料が引き上げられているということでございます。

12番豊留榮子議員 3%の引き上げなんですけど、保険料の負担、利用料の負担は介護のサービスが必要な人が、サービスを受けられなくなるのではないのかという心配があるんです。この利用料の引き下げも必要かと思うんですが、市長の見解をお尋ねします。

白澤芳輝福祉事務所長 介護サービスの費用のうち、利用料として1割の自己負担を求めていますのは、国の考え方として3つございまして、まず一つがサービスを利用している方に一定の費用負担を求めることで、利用しない方との間の公平な負担を確保するということ。2つ目にサービス利用者にはコスト意識を持ってもらい、介護サービスに要する費用の急増を防ぎ費用の効率化を達成する。3つ目が要介護状態の重度化の予防、リハビリテーション等への自覚を促すという考えに基づいております。このことから災害等特別な事情がある場合を除き、一律の負担軽減策というものは考えていないところでございます。

12番豊留榮子議員 ことし4月に介護に従事する方々の報酬が3%引き上げられたことは、本当に大変喜ばしいことでした。しかし今回の改定で、利用者の負担がふえてサービスの利用を抑える傾向があるという実態も出てきました。介護報酬の引き上げは、利用者に負担のかかる加算ではなくて、基本報酬での引き上げが必要かと思えます。

そして、安心できる介護保険制度にするためには、介護保険への国の負担をもとの50%に戻させることです。先日のことですが、病院通いしている年配の御婦人が、近ごろ腰が痛くて家の掃除や風呂場の掃除がしんどくなってきた。ヘルパーさんを頼めるだろうかという相談が寄せられました。

介護申請をして認定されると利用できることを伝えましたが、翌日断りの電話がありました。それはヘルパーさんには家の掃除もできることとできないことがあるそうだから、今回はやめておくというのです。利用料を含めて、もう少し利用しやすい介護保険制度が必要だと思うんですが、当局の見解をお尋ねします。

白澤芳輝福祉事務所長 介護認定を受けられた方のケアプランの作成につきましては、ケアマネジャーと利用者の方で相談しながら、利用料の負担とかそういうことも相談されてケアプランを作成しているわけでございますので、そういう面で私どもの方には利用料を払えないから利用しないとか、そういう部分についての相談についてはまだございませんので、現在、私が思っていますのはケアプラン、ケアマネジャーとの相談の中で認定を受けられた方の介護サービスがちゃんと受けられているものと思っております。

12番豊留榮子議員 認定を受けて介護を利用しようとしたとき、例えば細かいことになりまされども、家事介護になったりしますとヘルパーさんがここまではできるけれども、家の掃除はできるけれども2階に上がって掃除だとか、庭の草取りとか、細かく区分されてますよね。そういうのを取っ払って利用者の方がしてほしいと思うことが利用できるような制度、そういう制度の改善がこれから必要じゃないかなと思うんです。

だんだん皆さん年をとってこられて、子供さんもそばにいないとか、先ほども冒頭に話をされましたが、おひとり様という方がだんだんふえてくるんですよね。そうしますとどうしても正月が近づいてくれば、ちょっと大掃除もしたいなと思うけれど1人ではできない。そんなときにちょっとヘルパーさんに頼んでお手伝いしてもらえたらということもあるかと思うんです。ですから、もう少し介護制度そのものを見直して、ヘルパーさんがもっとできることをふやしていただけたら、この認定者の方ももっと利用がふえてくるんじゃないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

白澤芳輝福祉事務所長 どこまでを介護サービスの中でやるかということだと思うんですけれども、その方にどのようなサービスが必要か。先ほど質問者がおっしゃいました内容のことが、果たして介護サービスとして適当なのかどうか。要支援の方ですと介護予防とか、そういう面でのことで、やはり介護サービスとして、果たしてそのサービスが適当かどうかというのが判断基

準になるかと思しますので、余りにもそこを拡充していきますと介護サービスの費用がどんどん増嵩していってしまいますから、そうなりますと今後は介護保険料もどんどん上がらざるを得ない。

ですから、サービスをたくさん受けようと思うとなるとたくさんの自分の手出しも必要となるというのが国民の理解が得られるとしたら、そういうことも可能でしょうけども、ただそういう面ですさまざまなサービスを望むというか、そういう部分に対してはある程度制限していかないと介護給付費が増大していきますので、その面では余りにも過剰なサービスというのは、控えていかないといけないじゃないかと考えます。

12番豊留榮子議員 なかなか線引きは難しいかと思えますけれども、この地域で在宅で年をとってもひとりで暮らしていけるようなそのための介護保険制度というふうにも理解しているんですが、それはもっと多くの方が活用できるような制度にしていく必要があるかと思えます。

次に、生活道路の安全についてお尋ねいたします。これは正式には板敷大隣線なんです。これの西之原市営住宅に入る道路なんです、通学路にもなっております。畑との段差があり、暗くなるとどこまでが道なのか全く見えなくなります。高低差の大きい場所はガードレールが取り付けられていますが、これを全体に取りつけてほしいという要望がありました。これを安全対策として全体に設置できないものかどうか、お尋ねいたします。

松野下祥一建設課長 市道中崎西之原線の要望箇所ではありますが、現地調査をしました結果、設置の方向で検討してまいります。

12番豊留榮子議員 これは全体に設置できるんでしょうか。

松野下祥一建設課長 検討します区間は、板敷大隣線から西之原市営住宅に入る区間でございます。

12番豊留榮子議員 そうすると入りまして、市営住宅に行く下が遊歩道のようにになっているあの部分はどうなんでしょうか。

真茅学農政課長 市道から住宅の方に入る部分は農道でございますけれども、夜段差があってわかりにくいということでございますので、また夜現場を確認しまして検討させていただきたいと思えます。

12番豊留榮子議員 なかなか市道とか農道の区別がつかないんですが、農道なんですね。よろしく願いしときます。

次に、交通安全対策についてお伺いいたします。これは以前にも質問しているところなんです、別府の畑かん地域で俵積田の広域農道と空港道路交差点の事故多発地点の点滅信号です。6月に現地において地域の方への説明では、現状のままでいくということであったようですが、その直後に事故が発生していることから、やっぱり改善が必要だと住民は不安を訴えています。この信号機の見直しはできないのでしょうか。

久木田敏総務課長 この御質問につきましては、以前から数回にわたってお答えしてまいっておりますので、その後、状況がさほど変わっていないということで、同じ御答弁になろうかと思えますが、お答え申し上げたいと思えます。

以前、通常の信号機であったときは、事故の原因が信号機の見落としによる事故が多かったということで、警察としましてわざわざ現在の点滅信号に変更したということでございます。その後、警察によりますと人身、物損含めて発生件数は減少してきていることでありまして、現在では信号機の変更については、先日も警察の方に話を持っていきましたが、考えていないということでございます。

ちなみにこの場所における事故につきましては、ただいまありましたように、年度当初に警察署や地元公民館役員等の立会いのもと現場で診断しまして、警察によります交通量調査も行いまして対策を検討してきております。その結果、事故の起こる原因は幾つか上げられる中で、この

現場での事故につながった主な原因につきましては、特に交通ルールマナー違反によるものだというものであります。

そこで、これらの原因を少しでも解消するために、市の方で既に設置してあります事故防止抑制の看板2基のほかに、運転手に注意を喚起するため新たな看板をもう2基設置してきております。さらに交差点内にクロスマークやドットラインの記入なども対応してきているところです。

今後とも市全体の交通事故防止につきまして、警察や市は関係団体等とも連携を図りながら、交通安全にさらに取り組んでまいりたいと思います。

12番豊留榮子議員 これは地元の方たちが言われるんですね。信号を変えてほしいということなんです。信号が点滅の場合と通常の信号機になると何が不都合なんですか。お金がすごくかかるとか、電気代がかかるとか。そういうことなんですか。

久木田敏総務課長 ただいま申し上げましたように、事故が多かったためにわざわざ点滅信号に変えたということでございます。事故原因の多くが再度申し上げますと信号無視あるいは一旦停止を怠ったという不注意が原因と思われる事故が多いということで、信号機が逆に前に変わったとしても減少するということは考えにくいという警察の方からの専門的な考え方が示されたところです。

電気料とかそういうことではございませんで、交通量が少ない交差点では車も来ないので待たされるという苦情も逆にあるわけです。そうなりますと人も車も少ないために、先ほど言いました信号無視もかえって多くなりまして、事故につながるというようなことも一方では考えられているということでございます。

12番豊留榮子議員 また、別の意見を言わせていただきますと、県道の方から空港道路を海に向かって、別府台地の豊かさを見ながら皆さん下って来るわけですよ。点滅信号がありますから、当然、そこでとまります。とまって少し出ながら、右側に高い畑があるんですね。見えにくいから必ずとまります。とまって徐々に出て行くところちは点滅ですが、農免道路の方がこっちが赤で向こうが走っていい方ですよ。ですから、向こうはとまらずに突っ込んで来るんだそうです。すごい危ない思いをしたという方もおられるわけです。

特に、空港道路にもなってますから、観光客などもそこを通るわけですよ。高い畑が悪いというわけではないんですが、高い畑がありますから見えにくいわけです。で、やっぱり信号機がという声が多いんです。うん、そういうことなんです。

久木田敏総務課長 ただいま御意見のあったことについては、十分警察の方も私どもの方から申し上げるまでもなく承知していらっしゃると思います。ですので、ただいま申し上げましたように、信号機そのものは今の方がいいと専門的に示されているところです。

私ども行政としてもそのまま置いておくわけにもいきませんので、先ほど言いましたように、白線、ドットライン、クロスマーク、看板、そういうものをできる限り、その場所については私ども行政としましては、十二分に設置していると考えております。しかしながら、かといって100%事故を防げるという保証もございませんので、また地元ともどのようにさらに改善していった方がいいのか。そこは警察、地元とも協議してまいります。

12番豊留榮子議員 次に、街灯の設置についてお尋ねします。これは国道225号線の山口集落付近の街灯が少ないので、暗いところへの街灯の設置をしてほしいという要望なんです。いかがでしょうか。

久木田敏総務課長 防犯灯の設置につきましては、毎年各公民館等から要望を集約しまして、限られた財政の中で全市的な立場から公平に設置できますよう地元との協議を経まして現場を検証し、必要な箇所から順次設置してきております。徐々にではありますが、設置が進んできているものと思っております。

お尋ねの山口集落付近の街灯につきましては、当集落から今年度5基の設置要望が寄せられて

おりましたが、今回はそのうち1基を設置するよう現在準備を進めているところでございます。それも地元の要望を最優先いたしまして、より暗い場所を選んで設置することにしております。なお国道225号の道路照明等については、桜山小学校前から柴立橋の区間に8基設置してございますが、そのうち6基は4月から9月初めまでの期間、稲作等への影響があるというようなこと等もありまして、20時以降は消灯しているという状況もありまして、国道沿線につきましては設置場所について大変苦慮している点もございます。

12番豊留榮子議員 街灯の設置が必要な箇所がまだまだあるかと思うんですが、暗闇の危険から身を守るための街灯設置はすごく必要なんです。先ほど言われましたけれども、今後の街灯の設置についてどうなっているのか。別府と金山地区にソーラー式の街灯の設置がなされたんですが、それも引き続きしてくれるのかという声があるんですが、どうでしょう。

久木田敏総務課長 先に今回の通学路灯につきましては、今年度緊急経済対策事業の中で20基設置させていただきましたけれども、今後はそれにつきましては通学路灯ということでありましたので、今回のみになろうかと思えます。基本的に防犯灯の設置につきましては、各公民館の負担をいただきながらという考え方でございますので、その考え方に今後も変わりはありません。先ほども申し上げましたとおり、防犯灯の設置につきましては、各公民館等からの要望を集約しまして、全市的な立場から公平に設置できますよう地元との協議を経まして、必要な箇所から順次設置していきたいと考えております。

今年度の計画としましては、当初予算でお願いしてございますが、照明器具設置が44カ所、灯柱25カ所の全体の要望に対しまして、照明器具設置が14カ所、灯柱が7カ所の設置を現在進めているところでございます。これまで同様に地域住民の御理解をいただきながら、関係機関とも十分連携を図り、できる限り要望にこたえられるよう努めてまいりたいと考えております。

12番豊留榮子議員 一つ飛ばしましたので、市営墓地の犬牟田墓地の斎場横の駐車場入り口の改善がまだなされていないようなんですが、今後の計画はいかがでしょうか。

依積田寿博市民生活課参事 市営犬牟田墓地斎場横の駐車場入り口の改善につきましては、これまで利用者から要望が寄せられておりますので、今後、改善していきたいと考えております。

12番豊留榮子議員 今後、改善されるということは具体的にはどうなんでしょうか。

依積田寿博市民生活課参事 御指摘の斎場横の駐車場入り口につきましては、ガードレール等いろいろ含めながら早期改善が図れるような努力をしてみたいと思っております。

12番豊留榮子議員 以上で質問を終わります。

畠野宏之議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時21分 再開

畠野宏之議長 再開いたします。

次に、日程第2号から第4号までの3件を一括議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

[牧信利総務委員長 登壇]

牧信利総務委員長 ただいま議題となりました日程第2号から第4号までの3件について、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第2号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

職員については、本年についても平均5%ぐらいの賃金カットをしているが、今回、さらに4月にさかのぼっての給与改定であり、この改定により単純計算で17万5,000円ぐらいの年間給与にかかわる影響が出てくることでした。

また、住居手当については組合と交渉していくとのことでした。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号から第4号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号、第75号、第79号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号から第8号のまでの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[板敷重信予算特別委員長 登壇]

板敷重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第8号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に板敷重信、副委員長に園田武夫委員を選任いたしました。審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では主な点のみ申し上げます。

まず、日程第5号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、職員給与等の改定を行うもので、歳入歳出それぞれ1,380万円を減額し、予算総額を102億3,930万円にしようとするものであります。

補正の内容としては、職員の給料月額、期末勤勉手当の支給率の改定等並びに職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものであります。また、時間外勤務手当や退職手当の追加並びに共済長期公的負担金率の改正に伴うものもあります。

以上の財源として、地方交付税1,380万円の減で措置したとのことであります。

次に、日程第6号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万4,000円を減額し、予算総額を10億2,062万7,000円にしようとするものであります。補正の内容としては、給与改定等に伴う人件費の減額であります。

以上の財源として、繰越金46万4,000円の減で措置したとのことであります。

次に、日程第7号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う補正で、680万3,000円を減額しようとするもので、給与改定に伴う補正額は395万円の減で給与改定率は0.18%のマイナス

となっています。また、人事異動に伴う補正については、本年度4名の看護師採用を予定していたが、最終的に3名ということになったので、不要となった1名分を減額しようとするものであります。この結果、補正後の収益的収支は3,041万4,000円の純損失となる見込みであるとのことであります。

次に、日程第8号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与の改定と補助事業導入に伴う業務量の増大によって、時間外勤務手当の増額を計上したところであります。実質的な給与改定費は合計で320万3,000円の減額となり、時間外勤務手当等の増額を含めると139万9,000円の減額となります。収益的収入及び支出において支出を159万4,000円減額し、総額を4億4,503万3,000円にしようとするもので、当初予算額より2.55%の減となります。

この結果、収入支出差引額が3,384万3,000円で、税抜き後1,607万5,000円の当年度純利益となる見込みであります。また、資本的収入及び支出においては支出を19万5,000円増額し、総額を4億8,696万8,000円にしようとするもので、当初予算額より0.1%の伸びとなります。なお、これに伴い当初予算第8条に定めた職員給与費は139万9,000円減の1億4,987万9,000円となります。

ただいま報告いたしました日程第5号から日程第8号までの4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号から第8号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号、第67号、第68号、第69号の4件は、原案のとおり可決されました。

ここで、米倉議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

10番米倉輝子 午前中の一般質問で質問事項にかかわる米倉の発言部分については、取り消しをお願いいたします。私の発言が不適切で議会を混乱させましたこととお詫び申し上げます。

畠野宏之議長 米倉議員から一般質問の発言中、不適切な部分について取り消しの申し出がありました。これを許可すること御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時34分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成21年12月11日)

平成 2 1 年枕崎市議会第 7 回定例会

議事日程（第 3 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		諸般の報告	
2	8 3	財産の取得について	文 厚
3	7 7	枕崎市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について	産 建
4	7 8	公の施設の指定管理者の指定について	〃
5	陳 4	塩屋集落内市道拡幅整備に関する陳情	〃
6	7 6	枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	文 厚
7	8 0	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	〃
8	8 1	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	〃
9	7 0	平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）	予 特
1 0	7 1	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
1 1	7 2	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
1 2	7 3	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 4 号）	〃
1 3	8 4	民主党の「陳情一元化」に抗議し、国民の請願権の尊重を求める意見書	
1 4	8 5	後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、70歳から74歳の医療費窓口負担の 2 割への引き上げを中止することを求める意見書	
1 5		継続審査申し出について	
1 6		議員派遣について	

本日付議された事件は次のとおり

- 1 日程第 1 号から日程第16号（諸般の報告から議員派遣）
- 1 日程第17号 議案第83号 財産の取得について（委員長報告）

1 本日の出席議員次のとおり

1番 畠野宏之 議員	2番 牧 信利 議員
3番 板敷作廣 議員	4番 茅野 勲 議員
5番 村上ミ工 議員	6番 今門 求 議員
7番 原村且元 議員	8番 板敷重信 議員
9番 上釜いほ 議員	10番 米倉輝子 議員
11番 沖園 強 議員	12番 豊留榮子 議員
13番 中原重信 議員	14番 佐藤公建 議員
15番 園田武夫 議員	16番 新屋敷幸隆 議員
17番 立石幸徳 議員	18番 依積田義信 議員

1 本日の書記次のとおり

籠原 均 事務局長	依積田 光昭 書記
橋之口 寛 書記	平田 寿一 書記
田代 勝義 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口 嘉昭 市長	中村 秀雄 副市長
久木田 敏 総務課長	山口 英雄 企画調整課長
南田 敏朗 水産商工課長	西之原 修 市民生活課長
今給黎 力 財政課長	白澤 芳輝 福祉事務所長
松野下 祥一 建設課長	真茅 学 農政課長
今給黎 和男 健康課長	永留 秀一 税務課長
迫野 豪 水道課長	茶屋 盛忠 下水道課長
中村 責郎 農委事務局長兼農振係長	園田 勝美 市立病院事務長
依積田 清文 財政課参事兼財産管理係長	依積田 寿博 市民生活課参事兼環境整備係長
揚村 芳江 健康課参事	山口 英夫 教育長
畠中 道夫 教育委員会総務課長	外 俊則 学校教育課長
三島 洋台 生涯学習課長	天達 章吾 文化課長
春田 浩志 保健体育課長	今給黎 龍浪 給食センター所長
田野尻 武志 監査委員	佐藤 祐司 監査委員事務局長
四元 幸一 選管事務局長	園田 敏雄 会計管理者兼会計課長
田中 五郎 税務課管理収納係長	東中川 徹 行政係長

午前 9 時 30 分 開議

畠野宏之議長 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

日程第 1 号諸般の報告をいたします。

監査委員から 11 月執行された定期監査の結果報告及び例月現金出納検査結果報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、日程第 2 号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 ただいま上程されました議案第 83 号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。これは平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業、小学校パソコン教室整備事業により、パソコン周辺機器及びソフト一式を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

畠野宏之議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

17 番立石幸徳議員 議案第 83 号につきまして、この関係の入札が再入札になったということ承っておりますので、少し質疑をしておきたいと思えます。まず契約の方法が指名競争入札なんですけれども、指名業者は何者だったのか。それと自治法施行令で指名競争入札については、きちっと規定がなされているわけですが、自治法施行令のどの条項を適用して、今回指名競争入札ということになったのか。それと今回の場合の予定価格は幾らだったのかも明らかにしておいていただきたいと思えます。

最初、申し上げた入札が 1 回目不調になった理由。最後にパソコンの本体部分の契約価格は幾らになるのか、お尋ねいたします。

畠中道夫教委総務課長 指名業者は市内、市外合わせまして 13 者を指名いたしました。次の予定価格につきましては、公表を控えさせていただきます。次に、パソコン本体部分の費用は幾らかということですが、サーバー機器、それから教師用コンピュータ、生徒用コンピュータ等々にソフトが組み込まれておりますので、すぐにはハード、ソフト仕分けてお答えすることができかねますので御了承ください。

中村秀雄副市長 不落の原因ということでございましたけれども、先ほど教育委員会総務課長が申し上げましたように、13 者に参加していただきまして入札、再入札までして落ちずに見積書の入札に移りましたけれども、それでも落札できないと私の方で判断しましたので、不落ということで決定いたしました。

したがって、入札予定価格に達しなかったということがございます。（「答弁漏れがありますよ。答弁漏れは、きちっと指摘して答弁させてくださいよ」と言う者あり）

畠中道夫教委総務課長 失礼いたしました。規定に基づき指名委員会をし経緯を説明し、正式にのっとっていただきましたが、いますぐここで契約事項の第何項というのを控えておりませんので、お答えできません。申しわけありません。

中村秀雄副市長 地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づいて、指名競争入札にしたということでございます。

17 番立石幸徳議員 副市長の言われた指名競争入札の根拠は施行令 167 条第 1 号、つまり工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものと判断して、指名競争入札にしたと理解すればいいんですかね。

中村秀雄副市長 そういうことでございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

2番牧信利議員 第1点は、入札者が出なかったということがありますが、最初の入札価格の最低入札価格と今回の落札価格は議案として出ているこれだと思いますが、最初のを教えていただきたいと思います。それから13者というのは1回目も2回目の入札の場合も変わらないのか。その中で地元業者数は何業者か。それを教えていただきたいと思います。それから、予定価格は幾らだったのかというのは、具体的数字で教えていただきたいと思います。

畠中道夫教委総務課長 1回目も2回目も市内3者、市外10者の13者を指名いたしました。1回目の入札した価格は、第1回目が3,360万円、2回目が3,300万円でございます。予定価格につきましては、物品等のこういう件におきましては、控えさせていただきたいということでございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件を文教厚生委員会に付託いたします。

次に、日程第3号から第5号までの3件を一括議題といたします。

産業建設委員長に報告を求めます。

[園田武夫産業建設委員長 登壇]

園田武夫産業建設委員長 ただいま議題となりました、日程第3号から第5号までの3件について、産業建設委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第3号枕崎市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、申し上げます。

本件は、観光客や市民への観光情報の提供を行うこと等により、その利便性の向上を図り、本市観光産業の振興に寄与するための施設として、管理運営するための条例を制定しようとするものであり、名称は枕崎駅前観光案内所、住所は東本町200番地であります。

また施行日は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において、規則に定める日となります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号公の施設の指定管理者の指定について、申し上げます。

枕崎駅前観光案内所の指定管理者に枕崎市観光協会を指定することについて、地方自治法第244条2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

指定期間は、枕崎市観光案内所の設置及び管理に関する条例の施行の日から平成24年3月31日までであります。

安全面には十分配慮し、市民はもちろん観光等に訪れる県内外の皆様に喜んでもらえる観光案内所になるようお願いしたいとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号塩屋集落内市道拡幅整備に関する陳情について、申し上げます。

本件につきましては、審査を深めるため、現地調査を行いました。

当該2路線は、塩屋中央線が昭和50年3月、橋ノ口西之原線が昭和53年3月に市道認定基準第2条第2号により、認定された市道であります。

いずれも狭隘なため、災害発生時などの緊急車両の進入、車両の離合可能な路幅、延焼防止帯としての機能確保など当該路線の道路拡幅整備を求め、公民館長の戸床安孝氏から提出されたものであります。

審査において、いろいろ意見も出されましたが、要約いたしますと両路線とも大変狭隘で、市民生活に支障を来しているのではとの現状認識に立ち、必要性は認めつつも公民館としては拡

幅について、本年度の総会で話をしただけで地権者との話し合いがまだ持たれていないということもあり、まず、公民館と地権者の話し合いをしていただく必要があるのではということで、本件につきましては、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第3号から第5号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号、第78号は、原案のとおり可決。陳情第4号については、継続審査と決定いたしました。

次に、日程第6号から第8号までの3件を一括議題といたします。

文教厚生委員長に報告を求めます。

[佐藤公建文教厚生委員長 登壇]

佐藤公建文教厚生委員長 ただいま議題となりました日程第6号から日程第8号までの3件について文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第6号枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、県の制度改正に伴い、本市においても県と同様に対象となる乳幼児の範囲を小学校就学前まで拡大しようとするものであります。なお、県は所得制限を設けるといっていますが、本市においては所得制限は行わないということです。

委員から、今回対象となる乳幼児の範囲を拡大するということであるが、その差はどれくらいあるのかという問いに対し、年齢的には、現在6歳に到達した幼児が170名おり、この幼児たちが拡大の影響を受けることになる。また、本年度の対象となる診療分は来年1月、2月分で影響額は約46万円というふうに見込んでいるということでした。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第8号南薩地区衛生管理組合規約の変更については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第6号から第8号の3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号、第80号、第81号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号から第12号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[板敷重信予算特別委員長 登壇]

板敷重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第9号から第12号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第9号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を減額し、予算総額を102億3,890万円にしようとするもので、当初予算額より8.2%の伸びとなります。

補正予算の主なものは、住宅手当緊急特別措置事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業、県単産地づくり対策事業、枕崎駅前観光案内所管理費、全国瞬時警報システム整備事業及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として低公害車購入事業、市道整備事業、公園施設安全対策事業、小学校遊具施設整備事業などであります。

以上の財源として、県支出金、寄附金ほかの増と、国庫支出金、地方交付税、分担金及び負担金の減で措置したとのことです。

委員から、住宅手当緊急特別措置事業が289万円補正額となっているが、扶助費は189万円の事業となっている。この100万円の違いをただしたところ、扶助費のほか非常勤職員の報酬、旅費、需用費などであるとの説明がありました。また、289万円が交付され、予算計上したが、実質的にこの事業に該当される方はいないとの答弁もありました。

それに対し委員から、どんなよい事業に取り組んでも実績ゼロでは、やる気を疑わざるを得ないとの意見もあり、広報等も足りないので、前向きに検討したいとの答弁がありました。

ふるさと雇用再生特別基金事業については、NPO法人LCLが事業に従事する労働者3人、うち2人新規雇用で162万5,000円。NPO法人子育てふれあいグループ自然花については、事業に従事する労働者が3人のうち、新規雇用2人で196万3,000円。NPO法人アースハーバーについては、事業に従事する労働者が3人のうち新規雇用2人で133万円、それぞれお願いしてあるとのことです。

ふるさと雇用再生特別基金事業については、事業費とその法人に委託して行う事業の委託料のうち、新規雇用者の人件費割合が委託費の2分の1以上であることが条件で、各NPO法人等の事業目的、内容については市の地域活性化検討委員会で採択をし、県にあげてあるとの説明がありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ197万3,000円を追加し、予算総額を36億3,749万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.72%の増となります。

歳出の主なものは、県特別調整交付金事業の保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業、医療費適正化特別対策事業及び保健事業です。

徴税費の69万円は、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業であり、滞納処分に係る専門研修のための旅費及び負担金などを計上し、今後とも収納率向上に努力したいとのことです。

医療費適正化特別対策事業及び保健施設事業費は、国保事業の運営安定化を図るために県から補助を受けて行うもので、新たな取り組みとして特定検診の受診率向上に向けた訪問受診勧奨事業、特定検診、特定訪問指導のためのシステム改修費用及び医療費動向分析等の費用等128万3,000円を計上するものであります。

以上の財源として、県支出金の増と国庫支出金、繰入金の減で措置したとのことです。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、

申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ303万円を減額し、予算総額を10億1,759万7,000円にしようとするものです。補正の主な内容は、消費税確定申告に伴う公課費及び汚泥処理業務委託料の増、改築更新事業の効果による需用費及び繰上償還分の確定などに伴う公債費の減額などです。

以上の財源として、分担金及び負担金、繰越金及び諸収入の増、繰入金の減で措置したとのこととであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）について、申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において入院収益及び外来収益の増に伴い、医業収益を1,500万円、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金交付の内示に伴って、防護服購入に対する県補助金69万3,000円を追加し、事業収益を5億2,595万6,000円にしようとするものです。

一方、収益的支出においては、今後、退職給与金が経営に大きな影響をもたらすため、病院事業管理者等の退職給与引当金所要見込み額268万8,000円のうち、既定予算の不用額との相殺をした額227万5,000円、新型インフルエンザワクチン等購入に要する材料費300万円のほか、常勤医師雇用契約に伴う委託料等の経費379万4,000円の合計906万9,000円を追加し、事業費用を5億4,974万6,000円にしようとするもので、補正後の収益的収支については2,379万円の純損失となる見込みです。

また、資本的収入及び支出においては、新型インフルエンザ対策の人工呼吸器購入に対して、県補助金の内示を受けたことに伴い、収入を210万円追加するとともに、上部消化管用の経鼻スコープと下部消化管用のスコープを備えた内視鏡一式を購入するため、支出を831万6,000円追加し、収入額が支出額に対して不足する2,463万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金1,176万2,086円及び現年度分損益勘定留保資金1,287万1,914円で補てんしようとするものであるとのこととです。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第9号から第12号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号、第71号、第72号、第73号の4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

[牧信利議員 登壇]

2番牧信利議員 議案第84号について、提案者を代表して提案理由の説明を行います。案文を朗読しまして、提案にかえます。

民主党の「陳情一元化」に抗議し、国民の請願権の尊重を求める意見書。

民主党は、地方自治体や業界団体の政府に対する陳情・要請を党都道府県連で受け付け、党本部の幹事長室が処理するシステムを導入したと報じられている。

この民主党の陳情システムは、多様化し、専門化している行政への要望等を政党が一元化することは行政への窓口を閉ざすことであり、民主主義の原則に反し、憲法の保障する国民の請願権

を侵害することになりかねないものであり、強く抗議するものである。

よって政府におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾けられることを求め、国民の請願権の行使を尊重されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日。鹿児島県枕崎市議会。

畠野宏之議長 この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

畠野宏之議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第13号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

[牧信利議員 登壇]

2番牧信利議員 議案第85号について、提案者を代表して提案理由の説明を行います。案文を読み上げて提案にかえます。

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、70歳から74歳の医療費窓口負担の2割への引き上げを中止することを求める意見書。

後期高齢者医療制度は、国民の激しい怒りを呼び、これも一つの要因となって総選挙では自公政権が退場することになった。この制度の廃止は、総選挙で民主党が公約したことで、国民への公約は誠実に実行すべきものである。

この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、1、これまで負担のなかった扶養家族を含め1人1人から保険料を取り立てる。2、受けられる医療を制限し、差別する「別建て診療報酬」を設ける。3、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。4、保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。などというものである。高齢者の医療を差別する“うば捨て”制度そのものであり、廃止するしかない。

厚生労働省は、2010年4月の改定保険料は全国平均で13.8%増になると発表した。制度が続けば、2010年4月には2年ごとの保険料値上げと重なり、さらに混乱は必至である。一日も早く廃止し、喫緊の措置として老人保健制度に戻すとともに、その際、保険料などの負担増にならないよう国保への財政措置をとるべきである。

また、「凍結」してきた70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げも2010年4月から実施予定であるが、きっぱり中止するよう求める。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。

よって、政府におかれては、以下の事項について実施されるよう強く要望する。

1、後期高齢者医療制度を速やかに廃止すること。2、70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げを中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日。鹿児島県枕崎市議会。

畠野宏之議長 この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

17番立石幸徳議員 私は、ただいま出されております意見書案につきまして、幾つかお尋ねさせていただきたいと思えます。

まず最初に、後期高齢者制度を廃止せよという意見書案は、さきの9月議会に同様の提案がなされまして、本市議会では否決されているわけですが、一時不再議には当たらないわけですが、なぜ今回同様の意見書案が出されることになったのか、お尋ねいたします。

2番牧信利議員 理由はそこに書いてあるとおりであります。これ以上、この制度を続けることは、高齢者への一層の犠牲を押しつけ混乱をもたらすと。ですから9月議会では否決されましたが、時間的経過もあります。しかも新政権は、これを先送りするという方向を打ち出しております。

これは当然、国民への犠牲が伴うものでありますから、改めてこの議会で意見書提出をお願いしているわけであります。

17番立石幸徳議員 後期高齢者医療制度の基本的な内容については、さきの9月議会で論議がなされたと思っておりますので繰り返しませんけれども、今回の案文の中で喫緊の措置として老人保健制度に戻すとともに、保険料などの負担増にならないよう国保への財政措置をとるべきであるという案文になっておりますが、この国保への財政措置は幾らになるんですか。

2番牧信利議員 国保への財政措置として、これまで国自体が国保に対する国庫財政の削減をやっているわけですから、それをもとにかえすというのが基本的な立場であります。

17番立石幸徳議員 具体的に数字で示してもらわないと、元にかえすと言っても私どもはよくわからないんですけどね。

2番牧信利議員 具体的な数字を今ここでお答えする準備をできておりませんので、またの機会です……、またの機会じゃいけません、それは改めて明らかにします。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから起立により、採決いたします。

日程第14号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

産業建設委員長からお手元に配付のとおり、継続審査の申し出がありましたが、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました

ここで、文教厚生委員会開催のため休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午後2時57分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第83号財産の取得についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第17号を議題といたします。

文教厚生委員長に報告を求めます。

[佐藤公建文教厚生委員長 登壇]

佐藤公建文教厚生委員長 ただいま議題となりました日程第17号について文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

日程第17号財産の取得については、平成21年度学校情報通信技術環境整備事業小学校パソコン教室整備事業により、パソコン、周辺機器及びソフト一式を取得することについて、枕崎市議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

購入するパソコン98台の配置については、金山小学校に10台、そのほかの小学校に22台ずつ配置するとのことです。議決後、本契約して2カ月ぐらいで機器は揃うので3月までには、十分に合うとのことで、学校現場に支障をきたすことはないとのことです。

また、今後の配置については、理想は1人1台ずつできればいいが、文部科学省の指導等、また補助事業等があれば検討するが、今のところは今回入れる新しい機種を有効に使って教育効果が上がるようにしていきたいとのことでした。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第17号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成21年第7回定例会を閉会いたします。

午後3時2分 閉会

一般質問の要旨

**予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望**

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
牧 信利	<p>住民本位の市政の実現について</p> <p>後期高齢者医療制度について</p>	<p>1 小泉「構造改革」路線のもとで進められてきた「行財政改革」路線を見直し、福祉、暮らしを守る住民本位の市政運営に転換すべきだと考えるが、市長の見解はどうか</p> <p>1 後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で区別し差別する世界に例を見ない医療制度である。このまま放置すれば保険料がどんどん値上がりしていく制度であり、これは若い世代にも重くのしかかるものである。</p> <p>昨年6月、参議院で廃止法案が可決された。鳩山首相自身9日の参議院予算委員会で「75歳で人を区別するなどというやはり信じられない発想、その方々にどんどん負担というものが重なっていくわけでありますから、そういうしわ寄せになるような間違った制度はやめるということを誓った」と答弁している。</p> <p>鳩山政権は、いろいろ理由をつけて廃止を先送りしているが、この制度が間違った制度で廃止するという立場は変わっていない。</p> <p>市長は、この制度について「高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供する制度」と述べ、「この制度を長く続けていくことを願う」と答弁された。新政権のもとでもこの立場は変わらないのか。見解を</p> <p>2 来年度の保険料について</p> <p>11月9日の参議院予算委員会で、長妻厚生労働大臣は、来年度は保険料が「全国平均で約12%上昇する」と我が党の小池晃参議院議員に答弁している</p> <p>(1) 鹿児島県の保険料は幾らになるのか</p> <p>3 市民の暮らしに責任を持つ立場から、鳩山政権に対して、後期高齢者医療制度は直ちに廃止するように要求する考えはないか</p>	<p>市 長</p> <p>市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	市奨学金制度の改善について	1 奨学金の貸付額をふやす考えはないか 2 市奨学金制度の予算をふやし、貸付枠の拡大する考えはないか	市 長 教育長 課 長
	市営墓地の墓参道の整備について	1 犬牟田墓地北側墓参道を市道編入して整備を行うべきである。市長の見解を	市 長
	里道の管理について	1 桜木町277番地沿いの里道は、雑木が生い茂り周辺住民に被害を与えている。市は、管理責任者として雑木の除去を行うべきである。市長の見解を	市 長 課 長
米倉 輝子	駅前観光案内所について	1 いつオープンか 2 開所時間はどうなっているのか 3 商工会議所とのつながりは	市 長 課 長
立石 幸徳	水産業振興について	1 最近、本市の重要な地域資源であるカツオについて「カツオクライシス」などの危機的状況が語られるようになった。本市の現状認識はどうか 2 国際競争となっている「中西部太平洋カツオ資源確保」の対応策として、政府の支援のもとに漁業者、加工業者、流通業者などの国内全関係者の連携が叫ばれている。本市も積極的に参画、関与すべきであると思うが、見解は 3 指宿市山川町漁協は、フィリピンの大手水産会社と提携して、パプアニューギニアでカツオ漁を始	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>めるなど国際競争に備えて、カツオ有望漁場の確保に乗り出し、かつおぶし原料の安定確保に努めている。国際競争に対する考え方は</p> <p>4 国内のカツオ産業産地間競争に対応するため、本市の漁港整備などの取り組みをスピードアップすべきであると考えますが、具体的な動きはどうなっているのか</p> <p>5 本市の漁港整備を実施する場合、事業費の地元負担金については、国の直轄事業に対する県負担金廃止と同様、本市の負担金は原則廃止という見直しはなされないのか</p>	
豊留 榮子	人事院勧告について	1 本年度の人事院勧告に対する本市の対応はどのようになるのか	市 長 副市長 課 長
豊留 榮子	子供の医療費無料化について	<p>1 小学校入学前までの自己負担のない完全無料化の実施はできないのか</p> <p>2 県は所得制限をつけて助成するとしているが、本市では所得制限はしないということで確認してよいか</p>	市 長 課 長
	医療問題について	<p>1 国民健康保険税について</p> <p>(1) 国保税の引き下げをする考えはないか</p> <p>(2) すべての世帯に正規の保険証を交付すべきと考えるが、どうか</p> <p>2 介護保険料について</p> <p>(1) 介護保険料の引き下げをする考えはないか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		(2) 利用料の引き下げをする考えはないか	
	生活道路の安全について	1 別府、板敷大隣線の西之原市営住宅に入る道路で通学路にもなっているが、畑との段差があり暗くなるとどこまでが道なのか全く見えなくなる。高低差の大きい場所はガードレールが取り付けられているが、全体に取りつけてほしいという要望がある。安全対策として設置できないか	課 長
	交通安全対策について	1 別府畑かん地域、俵積田の広域農道と空港道路交差点の点滅信号による事故が後を絶たない。地域住民への説明では現状のままということであったようだが、その直後に事故が発生していることから、やっぱり改善が必要だと住民は不安を訴えている。信号機の見直しはできないか	課 長
	街灯の設置について	1 国道225号の山口集落付近の街灯が少ない。暗い所への街灯設置をしてほしい 2 街灯の設置が必要な箇所がまだまだあるが、暗闇の危険から身を守るための街灯設置は必要だ。今後の街灯設置計画はどのようなになっているのか	課 長
	市営墓地について	1 市営犬牟田墓地の斎場横の駐車場入り口の改善がまだされていないが、今後の計画はどのようなになっているのか	課 長

平成21年第7回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

議案第66号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）

当局説明

- ・ 今回の補正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、職員給与等の改定を行うもので、歳入歳出それぞれ1,380万円を減額し、予算総額を102億3,930万円にしようとするものである。
- ・ 補正の内容としては、職員の給料月額、期末勤勉手当の支給率の改定等並びに職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものである。また、時間外勤務手当や退職手当の追加並びに共済長期公的負担金率の改正に伴う補正等もお願いしてある。
- ・ 以上の財源として、地方交付税1,380万円の減で措置した。なお、補正にかかる給与費明細書については、19ページから24ページに掲載してある。
- ・ 本年の給与勧告のポイントとして、月例給、ボーナスともに引き下げということで、本市全会計で年間給与への影響額が5,727万2,000円、平均年間給与は1人当たり17万5,144円の引き下げということである。
- ・ 6月の0.2月分の期末勤勉手当については凍結だったので支給するのをとめて、今回すべて予算計上含めて全部処理する形である。
- ・ 人事院勧告がなされて、本市としてどのように実施するかということについては、職員団体と協議をして一定の合意が得られたということでの提案である。
- ・ 確かに人事院勧告を尊重していくが、各市の状況、県の人事委員会の勧告とかあるので、住居手当については、4月に向けて鋭意交渉を進めていきたいと思っている。

議案第67号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万4,000円を減額し、予算総額を10億2,062万7,000円にしようとするものである。
- ・ 補正の内容としては、給与改定等に伴う人件費の減額である。
- ・ 以上の財源として、繰越金46万4,000円の減で措置した。

議案第68号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う補正で、680万3,000円を減額しようとするものだが、給与改定に伴う補正額は395万円の減で給与改定率は0.18%のマイナスとなっている。
- ・ 人事異動に伴う補正については、本年度4名の看護師採用を予定していたが、最終的に3名ということになったので、不要となった1名分を減額しようとするものである。この結果、補正後の収益的収支は3,041万4,000円の純損失となる見込みである。

議案第69号枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に基づく給与の改定と補助事業導入に伴う業務量の増大によって、時間外勤務手当の増額を計上したところである。
- ・ 実質的な給与改定費は合計で320万3,000円の減額となり、時間外勤務手当等の増額を含めると139万9,000円の減額となる。
- ・ 収益的収入及び支出において支出を159万4,000円減額し、総額を4億4,503万3,000円にし

ようとするもので、当初予算額より2.55%の減となる。

この結果、収入支出差し引き額が3,384万3,000円で、税抜き後で1,607万5,000円の当年度純利益となる見込みである。

- ・ 資本的収入及び支出においては支出を19万5,000円増額し、総額を4億8,696万8,000円にしようとするもので、当初予算額より0.1%の伸びとなる。

なお、これに伴い当初予算第8条に定めた職員給与費は139万9,000円減の1億4,987万9,000円をお願いしようとするものである。

議案第70号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を減額し、予算総額を102億3,890万円にしようとするもので、当初予算額より8.2%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の主なものは、住宅手当緊急特別措置事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業、県単産地づくり対策事業、枕崎駅前観光案内所管理費、全国瞬時警報システム整備事業及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として低公害車購入事業、市道整備事業、公園施設安全対策事業、小学校遊具施設整備事業である。
- ・ 以上の財源として、県支出金2,064万4,000円、寄附金ほか165万8,000円の増と国庫支出金1,795万3,000円、地方交付税435万円、分担金及び負担金39万9,000円の減で措置した。
- ・ 住宅手当緊急特別措置事業の総額は289万円で、そのうち扶助費189万円、非常勤職員の報酬33万8,000円、旅費3万円、需用費63万2,000円を組んでいる。
- ・ 生活保護総務費の需用費については、住宅手当緊急特別措置事業の需用費63万2,000円の増と生活保護適正化実施事業の需用費20万9,000円の減で42万3,000円になる。
- ・ 住宅手当緊急特別措置事業は、限度が6カ月になっているので、10月から3月までの事業である。手当額は、本市の生活保護の住宅基準額の限度額の3万1,500円とした。
- ・ 住宅手当緊急特別措置事業189万円の算出根拠は、生活保護の住宅手当一月の特別基準3万1,500円掛ける10人分掛ける6カ月分の額になる。
- ・ 非常勤職員の報酬については、1名の方に月15日掛ける7,500円で33万7,500円支払いたい。
- ・ 住宅手当緊急特別措置事業は、21年10月より離職者で就労能力、意欲のある者のうち、住宅を喪失または喪失する恐れのある者に対して、6カ月間を限度に住宅手当を支給する制度である。また、住宅確保、就労支援員等による就労支援等により住宅及び就労機会への確保に向けた支援を公共職業安定所、市町村、社会福祉協議会など関係機関が連携して行う事業であり、実質的に枕崎でこういった方がいるのかは不透明だが、予算を組んでおかなければ事業はできないということで計上した。したがって、そういった相談や事例が出てきたときのために、最大限の予算計上をしたということで理解いただきたい。
- ・ 住宅手当緊急特別措置事業の該当者がいなかった場合は、国庫補助金は精算して返納する。
- ・ 生活保護世帯数は、平成16年が227世帯、平成17年が234世帯、平成18年が236世帯、平成19年が232世帯、平成20年が226世帯、平成21年が10月末で230世帯である。
- ・ 就労機会の確保の支援は、毎月1回以上の公共職業安定所へ出向いての職業相談と毎月2回以上の福祉事務所での面接等による支援をする。
- ・ 広報については、予算可決後、広報まくらざきやお知らせ版等活用した広報のほか、公共的な場所に、その事業内容がわかるようなチラシ等を作成して情報提供をしていきたい。
- ・ 1月13日付で設置した緊急生活支援相談所は、まだ閉鎖とかいう手続はとっていないが、1件きただけで、その後、相談はない。
- ・ 緊急生活事業相談所の開設については、企業等の倒産の場合の緊急的な支援をということで

あったが、本市の場合は幸いにして倒産した企業はなかったが1人だけ相談があった。雇用対策については、総体的には水産商工課だが、今回の事業については福祉事務所と連携して進めていく。ただ、雇用対策として広報等も足りない分があるので、今後とも前向きに検討していきたい。

- ・ 要支援・要介護を防ぐ新たな自立支援事業については、現在、介護サービスに利用回数制限があるなどの高齢者を対象として生きがいづくりサロンを広域公民館で月2回ほど行っているが、広域公民館までの交通手段がなく、歩行困難などの理由で参加できない対象者が多数いる。本市で行っている簡単筋トレ事業の事業終了後の筋トレサロンによって、認定予備軍といわれる認定外高齢者の時期がおくれたり、認定とならなくなることによって医療費保険料削減につながるということで、NPO法人LCLにお願いし、事業に従事する労働者3人、そのうち新規雇用2人で162万5,000円をお願いしている。
- ・ 地域と連携した子育て支援事業については、本市内の親子を対象に地域住民の知恵や農業などを活用した体験プログラムを提供しながら親子ふれあい体験、子育て相談、不登校対策、一時預かりなど子育て支援事業の定着化と地域活性化のために事業に従事する労働者3人、新規雇用2人でNPO法人子育てふれあいグループ自然花に委託するため、196万3,000円をお願いしている。
- ・ NPO法人LCLは本市にあるNPO法人で、筋力トレーニングとかレクリエーションなどそういうシステムを運動指導士がやっている。子育てふれあいグループ自然花については、県から11月17日に認証を受けており、それまでは認証に向けてさまざまな活動を行っているが、現在でも修学旅行生を受け入れたり、インフルエンザ等が発生した場合に保育所で預かれない場合をお願いして預かってもらったりとか、そういう部分について現在でも活動は行っている。
- ・ 地域資源地場産品を活用した商品の製造開発による地域振興事業については、NPO法人アースハーバーが天然塩を利用し、地元の農畜産物並びに海産物などを利用して特産品を開発して商品化につなげるという計画で、新規雇用2人を予定しているところで、その事業費として133万円をお願いしている。
- ・ NPO法人アースハーバーは、本市清水町に事務所があり平成21年5月にNPO法人の認証を受けている。主な事業として食育関係事業、人材育成事業、都市等の山漁村の交流事業、チャリティーイベント事業、物品販売事業など幅広くやっていきたいとのことである。
- ・ 全国瞬時警報システムは、通称ジェイアラートといい、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を瞬時に伝達するシステムで、対処に時間的余裕がない大規模な自然災害、あるいは弾道ミサイル攻撃等の情報を国から住民まで直接、瞬時に伝達することができるというものである。
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業は、現在の雇用情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業で、地域における継続的な雇用機会の創出を図るということで、いろんな事業項目に基づいて県に申請する事業であり、本市の事業枠として4,600万円の配分がある。21年度は既に実施計画中のものが764万6,000円、今回分を含め1,256万4,000円ぐらいになるが、22年度、23年度で配分枠をクリアしていくことになる。本市も何箇所かのNPO法人があるが、21年度、22年度事業で何とか軌道に乗せ、その後も雇用が図られるよう応援していきたいと思っている。
- ・ 雇用対策については、現政権においても促進の方向であり、緩和策とか運用改善をするよう文書が届いている。運用改善の中身は、緊急雇用創出事業等の前倒しや6カ月以内ということについても更新を1回は可能とするなどの緩和策が提示されている。また、ふるさと雇用再生特別交付金事業については、委託事業で発生した利益は精算して委託元から返還を要求

するということが、労働者を継続して雇用する場合は返還不要ということである。

- ・ ふるさと雇用再生特別交付金事業については、法人に委託して行う事業の委託料のうち、新規雇用者の人件費割合が委託費の2分の1以上という条件がある。委託料の人件費中、法人の既存の人件費を含めても構わないが、新規雇用者の人件費総額が委託費の2分の1を超えていけばいいということである。
- ・ 木浦水道組合のポンプ取りかえ工事は、飲料水等のくみ上げができなくなり専門業者にポンプ関係の調査を依頼したところ、水中ポンプモーターが破損していて、その取りかえ工事を行うということで、枕崎市補助金交付規則のやむを得ない場合は事情により補助金等の交付決定前に事業を着手する場合の事前着手承認を適用し、工事については既に終わっている。
- ・ 木浦水道組合のポンプ取りかえ工事については専決処分する方法もあるが、本市の場合はできるだけ専決処分をしたくないということである。事前着手承認については規則をつくった当初からこれは推察でしかないが多分あったと思う。
- ・ 専決処分すると議会軽視とか何とかなってくるので、そこらあたりは十分配慮していきたい。
- ・ 小学校遊具施設整備事業は、枕崎小学校の低鉄棒の補修、すべり台の補修、平行棒の補修等、桜山小学校の太鼓橋の撤去。別府小学校の低鉄棒の新設、古いジャングルジムの撤去とジャングルジムの新設、平均台の古くなった分の撤去。立神小学校のすべり台の新設、ブランコ新設、平行棒の新設等。金山小学校のバックネット補修、支柱等の溶接補強、すべり台等の補強等を計画しており、あわせて300万をお願いしている。
- ・ 公園施設整備は、松之尾公園のすべり台、新町公園のすべり台の補修、日之出公園のすべり台の補修。中原公園のローラーすべり台の取替工。瀬戸公園、片平山公園、台場公園も計画している。
- ・ 指定寄附110万は、図書購入に係る指定寄附は市内の篤志家の方1名から青少年育成等に有効活用してくださいということで100万、商工費の寄附金については1団体、保健体育費の寄附金については、毎年のように野球場を使って合宿する一大学からの寄附金5万円である。

委員からの意見・要望

- ・ 住宅手当緊急特別措置事業については、ただ国の経済危機対策事業があったから予算計上する、該当者はいないと。当局として、積極的にハローワークなり関連機関にゆだねるのではなく、本市としてどういった対策が打てるのかと。そのためには、どういった予算の編成、裏づけをしなければいけないのかが今問われている。それは、全然見えていない。ただ、住宅手当の支給189万である。あとは生活保護総務費の需用費を相殺しているだけだと。どちらも国庫補助の精算返納のシステムになっているかと思うが、それでは事業に取り組む意欲が見えない。
- ・ 田布川グラウンドのトイレも何らかの方策で改修せざるを得ない状況にある。

議案第71号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ197万3,000円を追加し、予算総額を36億3,749万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.72%の増となる。歳出の主なものは県特別調整交付金事業の保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業、医療費適正化特別対策事業及び医療費適正化特別対策事業及び保健事業である。
- ・ 徴税費69万円は、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業であり、滞納処分に係る専門研修のための旅費及び負担金等を計上した。今後とも収納率向上に向けて努力したい。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健施設事業費は国保事業の運営安定化を図るために県から補助を受けて行うもので、新たな取り組みとして特定検診の受診率向上に向けた訪問受診勧奨事業、特定検診、特定訪問指導のためのシステム改修費用及び医療費動向分析等の費用等128

万3,000円を計上するものである。

- ・ 以上の財源として、県支出金569万3,000円の増と国庫支出金120万9,000円、繰入金251万1,000円の減で措置した。
- ・ 徴収費は県の収納率向上特別対策事業によって、特に職員研修、滞納処分の研修に日本経営協会が福岡で行う研修であるが、それに2名職員を参加させて財産調査あるいは差し押さえの手続等、滞納処分についての実務的な研修を行う。繰入金については、職員が行う休日の徴収あるいは夜間徴収のうち、一般会計との案分の50万5,000円を一般会計の方に繰り出そうというものである。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業は、受診率向上に向けた訪問受診勧奨事業を行いたいということで、訪問勧奨事業をやる看護師等の賃金、チラシとか59万4,000円を計上している。それと特定検診特定保健指導のため現在使用しているシステムの改修を行って、より一層保健指導等の用に供したいということで、委託料として47万3,000円してある。また、医療費動向分析等も今年度も行う計画になっており、そのための臨時の賃金等が21万6,000円である。
- ・ システム改修は、今のシステムが老人の基本検診をメインにしているシステムなので、保険証の番号等が入っていない。現在の特定検診は、枕崎市国民健康保険事業の加入者が対象者なので、保険証の番号がないと整理とかいろんなところでやりにくい部分が出てきて、保険証の番号をシステムに取り込んで、それをメインにして動かしていこうということである。

議案第72号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ303万円を減額し、予算総額を10億1,759万7,000円にしようとするものである。
- ・ 補正の主な内容は、消費税確定申告に伴う公課費及び汚泥処理業務委託料の増、改築更新事業の効果による需用費及び繰上償還分の確定等に伴う公債費の減額などである。
- ・ 以上の財源として、分担金及び負担金850万円、繰越金632万2,000円及び諸収入142万6,000円の増、繰入金1,927万8,000円の減で措置した。
- ・ 公債費の減は、当初予算で20年度分の繰上償還分と20年度の起債分の利子分が確定してなくて、当初予算で3%で試算していた。それが借りかえ利率の減になり、利子が減になっている。元金については利子が減になった関係で、元利金等償還なので元金の方がふえている。
- ・ 利率については、借換債分で1.8%が1件、1.9%が1件、20年度通常の起債の借入分で1.7%が2件、2%が3件となっている。
- ・ 21年度賦課については、金額で4,887万6,810円に対して現在までに入っているのが3,593万0,020円である。22年度から25年度までの前納分に当たる分が22年度、25年度分としての納入額が2,790万7,200円納入されている。
- ・ 前納報奨金としては、年4回の5年間20回で支払うことになっている。第1回目の納期で全額納入すると19期分が前納となるので、それについて20%の報奨金を掛ける計算である。
- ・ 消費税確定申告分等と書いているのは、消費税確定申告に伴って20年度分を納めるが、21年度分の中間申告で20年度の確定申告分の2分の1を支払わなければならないので、21年度分の中間申告分が入るということで等をつけている。
- ・ 特定財源の316万ふえて一般財源が258万1,000円になったのは、財源充当上の問題で当初、維持管理費の方に使用料の関係を先に充当している関係で、使用料分を維持管理費316万の減が使用料の減になって、その分を一般管理の総務管理の方に316万持ってきているという考え方である。その分をまた一般財源で落としている。
- ・ 処理業務委託料の増は、中間処理業に持っていく汚泥処理料という形でお願いしており、処

理料が要らないで受け取ってくれるところが昨年度470トンぐらい受け入れてもらったが、今年度は100トン足らずしか受け入れられなかったのもので、その差額分を中間処理業者に持っていかなければならないということで増額した。

議案第73号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入において入院収益及び外来収益の増に伴い、医業収益を1,500万円、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金交付の内示に伴って、防護服購入に対する県補助金69万3,000円を追加し、事業収益を5億2,595万6,000円にしようとするものである。
- ・ 収益的支出においては、今後、退職給与金が経営に大きな影響をもたらすため、病院事業管理者等の退職給与引当金所要見込み額268万8,000円のうち、既定予算の不用額と相殺した額227万5,000円、新型インフルエンザワクチン等購入に要する材料費300万円のほか、常勤医師雇用契約に伴う委託料等の経費379万4,000円の合計906万9,000円を追加し、事業費用を5億4,974万6,000円にしようとするもので、補正後の収益的収支については、2,379万円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入及び支出においては、新型インフルエンザ対策の人工呼吸器購入に対して、県補助金の内示を受けたことに伴い、収入を210万円追加するとともに上部消化管用の経鼻スコープと下部消化管用のスコープを備えた内視鏡一式を購入するため支出を831万6,000円追加し、収入額が支出額に対して不足する2,463万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金1,176万2,086円及び現年度分損益勘定留保資金1,287万1,914円で補てんしようとするものである。
- ・ 純損失の当初予算と4号補正後での状況では、約400万程度しか改善していないことになるが、決算ベースで考えると今まで収益的支出においては大体1,500万から2,000万程度の不用額が出ている。2,379万円であるが、プラスマイナスゼロに近いところまでは見込めると考えている。あとは今後の収益の伸びがどの程度出てくるのか。あるいは不用額が実際にどの程度出てくるのかによって、収支についてはプラスマイナスゼロもしくはプラスの方に行くよう今後、努力していきたい。
- ・ 後期高齢者診療収益は、当初見込みと差は20年度実績から予算は推計していたが、10月までの状況を保険割合からいうと20年度が入院で69.2%であった。今年度7カ月を経過した段階で63.4%程度で落ちている。外来についても保険割合が20年度は41.1%であったものが、現在39.7%で若干落ちてきている。市立病院を利用している人で75歳以上の方が前年度とすると若干落ちている。ただ昨年状況は冬場を通していたので、今回見込みとしてはしたが、12月、1月の冬場において高齢の方がどのような形で市立病院を利用するかによって、決算の段階では変わってくると思う。
- ・ 常勤医師の委託351万8,000円は、7月の段階で大学病院の医師の引き上げがあって、常勤医師が院長のみで、あとは非常勤医師で動かしていたが、その後、院長の個人的なつてを頼って、年が明けてからになると思うが、契約してくれる方を探せる段階まで来た。まだ、契約には至っていないので詳しいことは言えないが、1月以降契約ができるものとしての委託料を計上した。
- ・ 支払資金については、あくまでも予算ベースということで、どうしても現状で予算自体が純損失になる形になっているので、支払資金の方が伸びている。実際、決算ベースになったときには、例えばたな卸し資産であっても出てくるし、それ以外に不用額も出てくるので、この目減りについてはさほど今の段階では心配していない。

- ・ 内視鏡一式購入については、現在市立病院にある内視鏡は鼻から入れる、いわゆる経鼻スコープを1本持っている。平成18年3月にスコープだけを購入して、モニター関係は昔のまま老朽化してきていた。今回、上部消化管用の胃カメラと下部消化管用の大腸スコープまで含めるということで9月から3社の機器についてデモンストレーションをして、どれを選ぶかの作業に入っている。
- ・ 今回のスコープ関係については、ハイビジョンモニターで非常に鮮明になっている。またシャッターを押したときに手ぶれがあった場合、0.3秒間ぐらいの間の一番ぶれのない画像を選び出してコンピュータが制御する最新式のもので、今までは胃の検査だけであったが、大腸までできるスコープを2本備えた内視鏡を購入する。実質的には、胃カメラ用が2本、大腸カメラが1本という体制になるので、1日に消化できる件数も上がってくる。
- ・ 新型インフルエンザワクチンの配分予定については、11月末現在で今後3月下旬までの配分予定で市立病院に1,026回分が予定されている。この中に乳幼児用6歳未満の分が96回分、小学校低学年分9歳から6歳までの子供が84回分、小学校高学年用9歳から13歳未満の分が96回分、中学生分が142回分となっているが、かかりつけ医としてほかの医療機関を受診している子供については、市立病院の方ではおそらく接種はしないと考えているが、問題は本市内で小児科専門はこどもクリニックのみなので、そのワクチン配分とどうなっていくのかが正直わかっていない。最終的にワクチンがこの通りにくるのかが確定していないので、医師会の調整にゆだねるということで考えている。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 畠野宏之

枕崎市議会議員 上釜いほ

枕崎市議会議員 米倉輝子